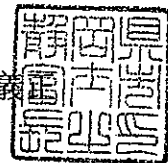




富環新発第 119 号
平成26年2月25日

静岡県知事 川勝 平太 様

富士市長 小長井 義



富士市新環境クリーンセンター建設事業に伴う環境影響評価
事後調査計画書について (送付)

このことについて、静岡県環境影響評価条例第34条第1項の規定により次の
とおり送付します。

送付部数 50部

担当 環境部新環境クリーンセンター建設課
電話 0545-55-2913



富士市新環境クリーンセンター建設事業に伴う環境影響評価

事後調査計画書

平成26年2月

富 士 市

目 次

第 1 章 事業計画の概要	1- 1
1.1 都市計画決定権者の名称並びに事業者の氏名及び住所	1- 1
1.1.1 都市計画決定権者の名称	1- 1
1.1.2 事業者の氏名及び住所	1- 1
1.2 都市計画対象事業の名称、種類、所在地	1- 1
1.2.1 都市計画対象事業の名称	1- 1
1.2.2 都市計画対象事業の種類	1- 1
1.2.3 所在地	1- 1
1.3 都市計画対象事業の目的及び内容	1- 1
1.3.1 目的	1- 1
1.3.2 施設整備に係る基本理念	1- 2
1.3.3 施設整備に係る基本方針	1- 2
1.3.4 内容	1- 3
1.3.5 事業スケジュール	1-19
1.3.6 環境影響評価手続の経緯	1-19
第 2 章 事後調査計画等	2- 1
2.1 事後調査の目的と実施理由	2- 1
2.2 事後調査計画等の内容	2- 6
2.2.1 総括	2- 6
2.2.2 工事の実施時	2-18
2.2.3 土地又は工作物の存在及び供用時	2-22
2.2.4 環境監視	2-28
2.3 事後調査結果の検討方法	2-29
2.3.1 検討方法	2-29
2.3.2 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが 明らかとなった場合における対応	2-29
2.4 事後調査報告書の提出時期等	2-29
2.5 事業者以外のものが把握する環境の状況に関する情報とその要請方法及び内容	2-29
2.6 事後調査の実施者	2-29

第1章 事業計画の概要

第1章 事業計画の概要

1.1 都市計画決定権者の名称並びに事業者の氏名及び住所

1.1.1 都市計画決定権者の名称

名 称：富士市（代表者 富士市長 小長井 義正）

1.1.2 事業者の氏名及び住所

名 称：富士市

代表者氏名：市 長 小長井 義正

住 所：静岡県富士市永田町1丁目100番地

1.2 都市計画対象事業の名称、種類、所在地

1.2.1 都市計画対象事業の名称

岳南広域都市計画ごみ焼却場（富士市新環境クリーンセンター）建設事業

1.2.2 都市計画対象事業の種類

廃棄物処理施設の建設

ごみ処理施設：処理能力 250 t/日

1.2.3 所在地

富士市大淵糺窪地先

1.3 都市計画対象事業の目的及び内容

1.3.1 目 的

富士市（以下「本市」という。）のごみ焼却場は、昭和41年に富士市、吉原市、鷹岡町が合併したことにより、廃棄物の輸送及び施設運営の効率性の観点から広域処理をおこなうため、昭和54年に富士市ごみ焼却場（以下「現環境クリーンセンター」という。）を都市計画決定し、一部の変更を経て現在に至っている。

この間、施設については、適切な補修や改良等の維持管理を行ってきたが、老朽化による処理能力の低下などにより、良好な都市環境の維持を図るうえで支障となる恐れがある。さらに、近年、ごみ分別品目の増加による保管や選別施設の不足などの問題も顕在化してきており、現環境クリーンセンターの更新は極めて緊急性の高い課題となっている。

今日、環境保全に対する社会的要請は極めて高く、さらに今後発生が予想される東海地震への対応が求められる中、ごみ焼却施設には、高い環境保全性と安全性を備えることが必要とされる。さらに、低炭素社会及び循環型社会の形成に向けて、ごみ焼却熱エネルギーの有効利用及びごみ減量化に資する資源回収・リサイクル機能を備え、周辺環境と調和し地域住民と共存した施設であることが求められており、岳南広域都市計画都市計画区域の整備・開発及び保全の方針や富士市ごみ処理基本計画に、環境負荷低減化、エネルギー有効利用やごみ減量化目標など効率的な観点から整備方針が示されている。

このことから、廃棄物等の輸送の効率性、防災安全性等を総合的に勘案し、現環境クリーンセンターを高い環境保全性と安全性を備えた新しいごみ焼却場に更新することで、一般廃棄物を適正に処理すると共に資源の循環的利用を推進し、円滑な都市活動を支え良好な都市環境を確保することを目的として実施するものである。

なお、現施設については、都市計画の廃止をせずに現状を維持するが、新施設の稼働が確実となり現施設を都市施設として継続する必要性がなくなった時点で、都市計画の廃止手続きを行うものとする。

1.3.2 施設整備に係る基本理念

新環境クリーンセンターの整備に際しては、
**環境との調和、地域との融和、富士山との融合を目指した
「安全と安心を約束する資源循環パーク」**
を基本理念とする。

1.3.3 施設整備に係る基本方針

新環境クリーンセンターは、先の施設整備に係る基本理念を踏まえ、次の3つを施設整備に係る基本方針とする。本基本方針は、今後の施設計画、設計、施工、運営管理の全般にわたる指針として機能するものである。

- ・安全、安定、安心を約束する施設
- ・もったいないを育む施設
- ・地域に融和する施設

1) 安全、安定、安心を約束する施設

環境保全には万全の対策を行うとともに、安全性を最優先とした施設の建設と運営管理を行う。情報公開と市民参画のもと、信頼性の高い施設の運営管理を行う。

見学者などの多くの市民が来場し、利用することに配慮した安全な施設とする。

東日本大震災の経験を教訓として、東海地震や大型台風等の天災にも耐える災害に強い施設とする。

市民のライフスタイルの変化や災害等の発生に伴うごみの質・量の変化に柔軟に対応して安定的なごみ処理を行う。

2) もったいないを育む施設

単なるごみ処理施設としてではなく、価値が低くなったものをより価値の高いものへ再生する資源循環施設としての役割、機能を持つものとする。

ごみの排出抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再生利用（Recycle）の啓発、普及を行う機能を備え、「もったいない」を実践する市民を育む施設とする。

ごみ焼却時の余熱を利用して効率の高い発電を行うなど、ごみの持つ熱エネルギーを有効に利用し地球温暖化防止にも寄与するものとし、さらに焼却残さは、セメント原料等として有効利用する。

3) 地域に融和する施設

地域参加による環境監視体制を構築し、開かれた施設の運営管理を行う。

富士山や駿河湾を望むことができる立地特性を活かすとともに、多様な機能を持つ公園をイメージして整備し、快適性や「また行ってみたい」と感じる親しみにあふれた空間とする。

富士山を背景とする景観特性を踏まえ、地域のシンボルとして誇ることができるデザインとする。環境教育・啓発を通じて地域の交流を促進し、ごみ焼却時の余熱を蒸気や温水として有効利用することにより、地域の発展に寄与する施設とする。

1.3.4 内容

1) 都市計画対象事業の実施区域

事業実施区域、事業予定地の位置を図 1.3.4-1 に示す。なお、事業実施区域とは環境影響評価調査実施計画書における調査対象区域、事業予定地とは都市計画決定区域を示す。

2) 都市計画対象事業の計画概要

(1) 敷地面積

事業実施区域：約 16.5 ha（環境影響評価調査実施計画書における調査対象区域）

事業予定地：約 7.5 ha（都市計画決定区域）

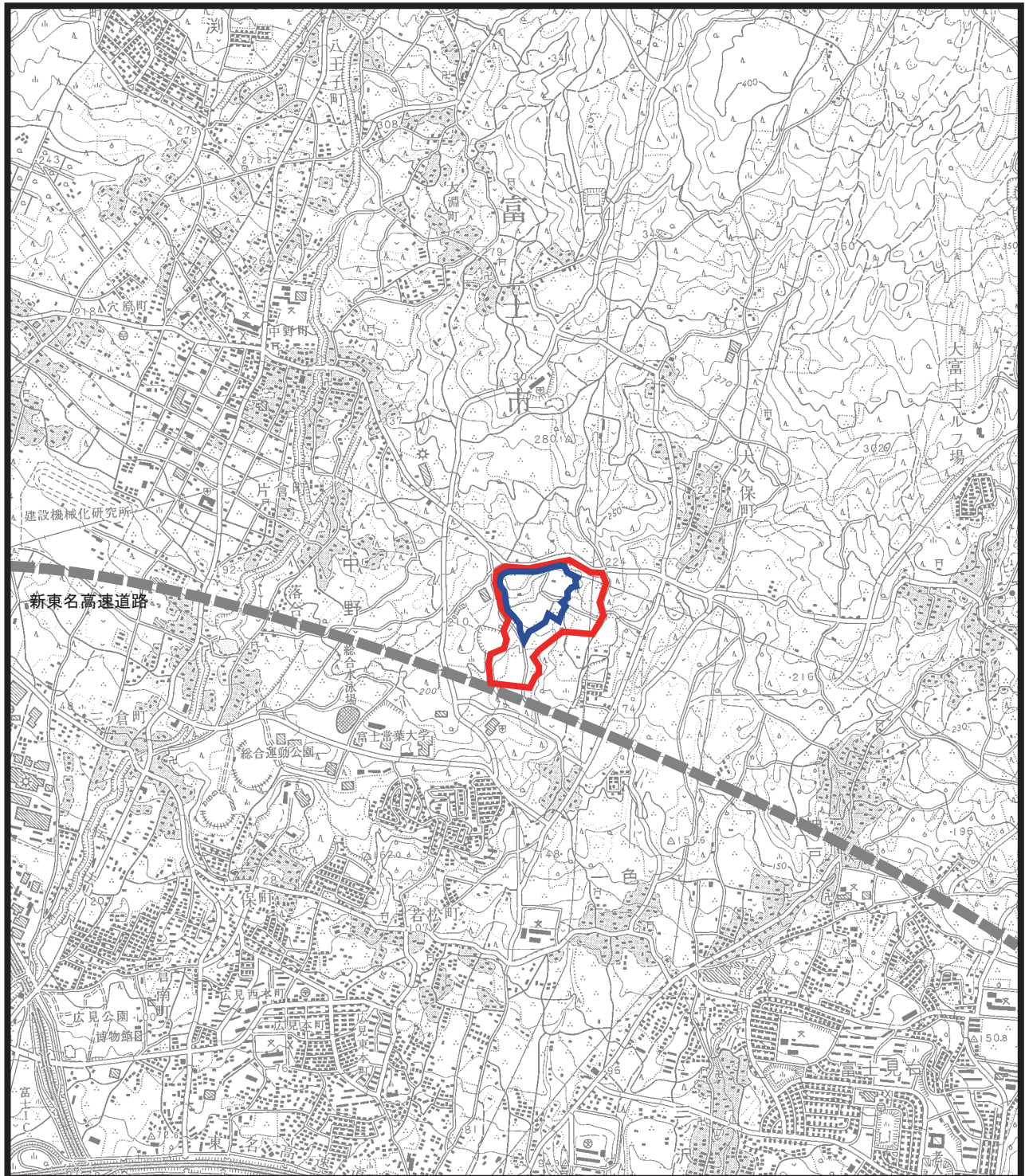
(2) 計画施設

配置する施設の概要

新環境クリーンセンターにおいて配置する施設の概要を表 1.3.4-1 に示す。

表 1.3.4-1 配置する主な施設の概要（例）

施設名	概要	概略寸法(m)	概略面積(ha)
ごみ焼却施設	250 トン/日 3 炉構成 運転委託職員居室	90 (長さ) × 60 (幅) 及び付属構造物(進入路覆 い等)	0.7
リサイクルセンター (選別・破碎棟)	直接持ち込みごみの選別等 剪定枝の破碎、再資源化	25 (長さ) × 60 (幅) 及び付属構造物	0.2
管理棟・計量棟	1F 計量機 4 台 検量所職員居室 2F 本市職員居室	55 (長さ) × 30 (幅)	0.2
リサイクルセンター (修理・再生棟)	不用品の修理、再生 展示スペース 保管スペース	55 (長さ) × 20 (幅)	0.1
車庫棟 (収集車用)	パッカー車 30 台 点検スペースを含まない 洗車スペースを含まない		0.1
駐車場	職員用： 100 台 来場者用： 120 台 大型バス用： 4 台		0.7



凡例



事業実施区域

事業予定地



S = 1:25,000

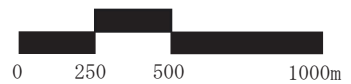
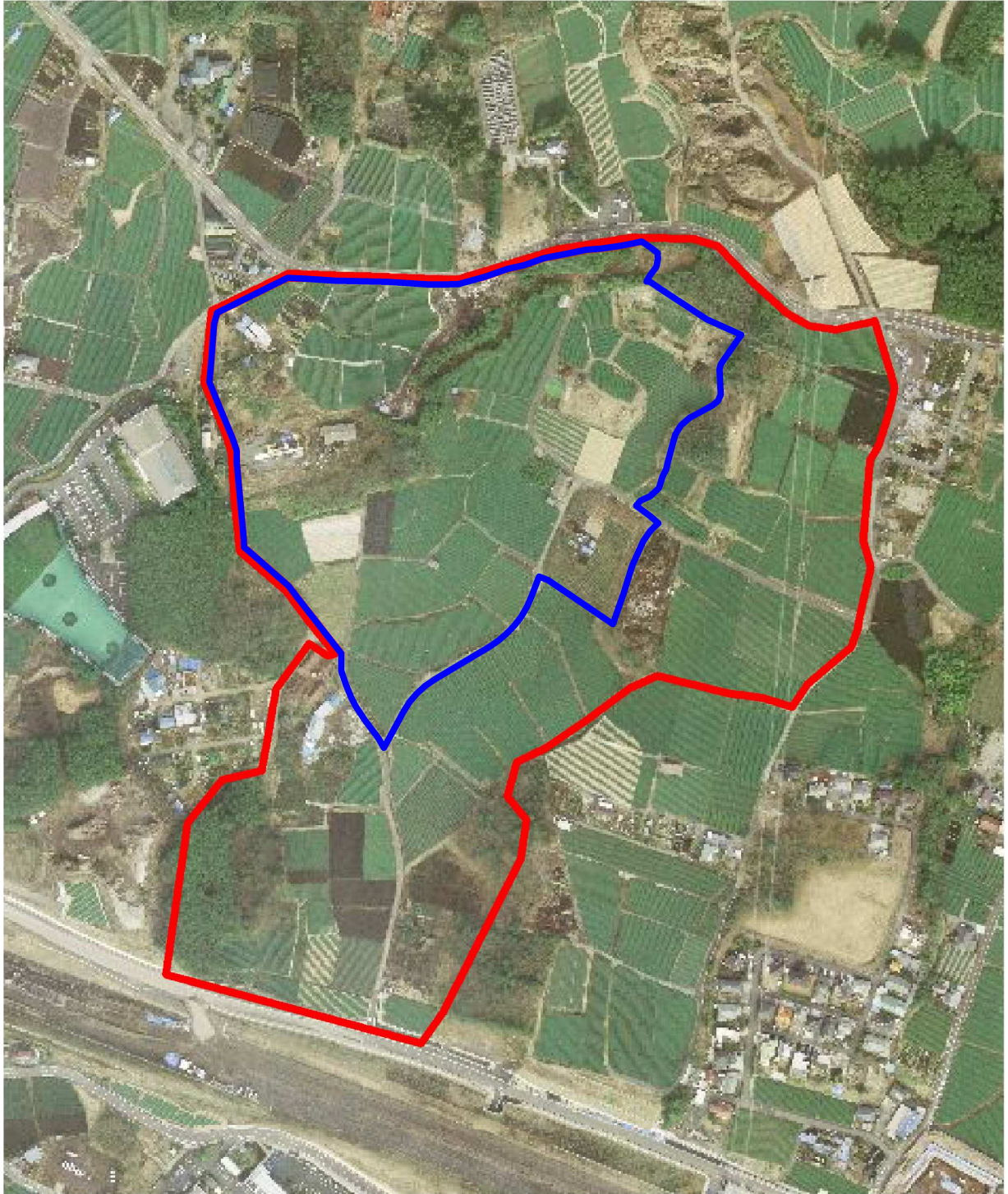


図 1.3.4-1(1/2)

事業実施区域、事業予定地位置図



凡 例



事業実施区域



事業予定地

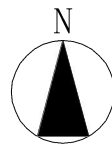


図1.3.4-1(2/2)
事業実施区域、事業予定地位置図

ごみ焼却施設

ア 処理方式

ストーカ式ごみ焼却施設（焼却残さは場外にて再生業者等による再利用）

イ 処理対象ごみ量

施設規模 : 250 t/日

年間処理量 : 67,200 t/年(250 t/日×365日×実稼働率(280日/365日)×調整稼働率(0.96))

< 内訳 >

- ・可燃ごみ : 63,300 t/年
(家庭系・事業系 61,016 t/年 + 災害廃棄物等 : 2,284 t/年)
- ・下水道汚泥 : 2,000 t/年
- ・し尿汚泥 : 1,900 t/年

ウ 稼働時間

24 時間連続運転

エ 炉系列

3 系列 (83.3 t/日×3 炉)

オ 煙突高さ

59m

カ 計画ごみ質

表 1.3.4-2 に示す。

表 1.3.4-2 計画ごみ質

ごみ質		高質ごみ	基準ごみ	低質ごみ
低位発熱量	(kJ/kg)	14,230	10,050	5,860
	(kcal/kg)	3,400	2,400	1,400
三成分	水分 (%)	28.3	47.8	64.8
	可燃分 (%)	64.5	45.4	28.7
	灰分 (%)	7.2	6.8	6.5
元素組成	炭素 (%)	56.62	59.20	61.31
	水素 (%)	7.94	8.38	8.75
	窒素 (%)	1.24	1.18	1.13
	硫黄 (%)	0.11	0.11	0.11
	塩素 (%)	1.25	1.52	1.74
	酸素 (%)	32.84	29.61	26.96
単位容積重量 (kg/m ³)		120	155	190

キ 主要設備

ごみ焼却施設を構成する主要設備を図 1.3.4-2 に示す。

搬入された可燃ごみは、まず計量機で車両ごと重さを量り、搬入車両はプラットホームに進入し、ごみピットにごみを投入する。投入されたごみは、性状（内容物、水分量など）にばらつきがあるため、ごみクレーンで混ぜて、均一化してから焼却炉に投入する。ごみは焼却炉の中で 850 以上の高温で焼却され、排ガスと焼却残さに分かれ、排ガスは排ガス処理設備で有害物質を除去した後、煙突から大気に排出される。また、排ガスは高い熱エネルギーを持っているため、廃熱ボイラで熱回収し蒸気を作り、電気と温水に転換する。焼却残さは、灰貯留設備に貯留され、灰搬出車両により場外へ搬出し、外部の資源化施設で再利用を図る。

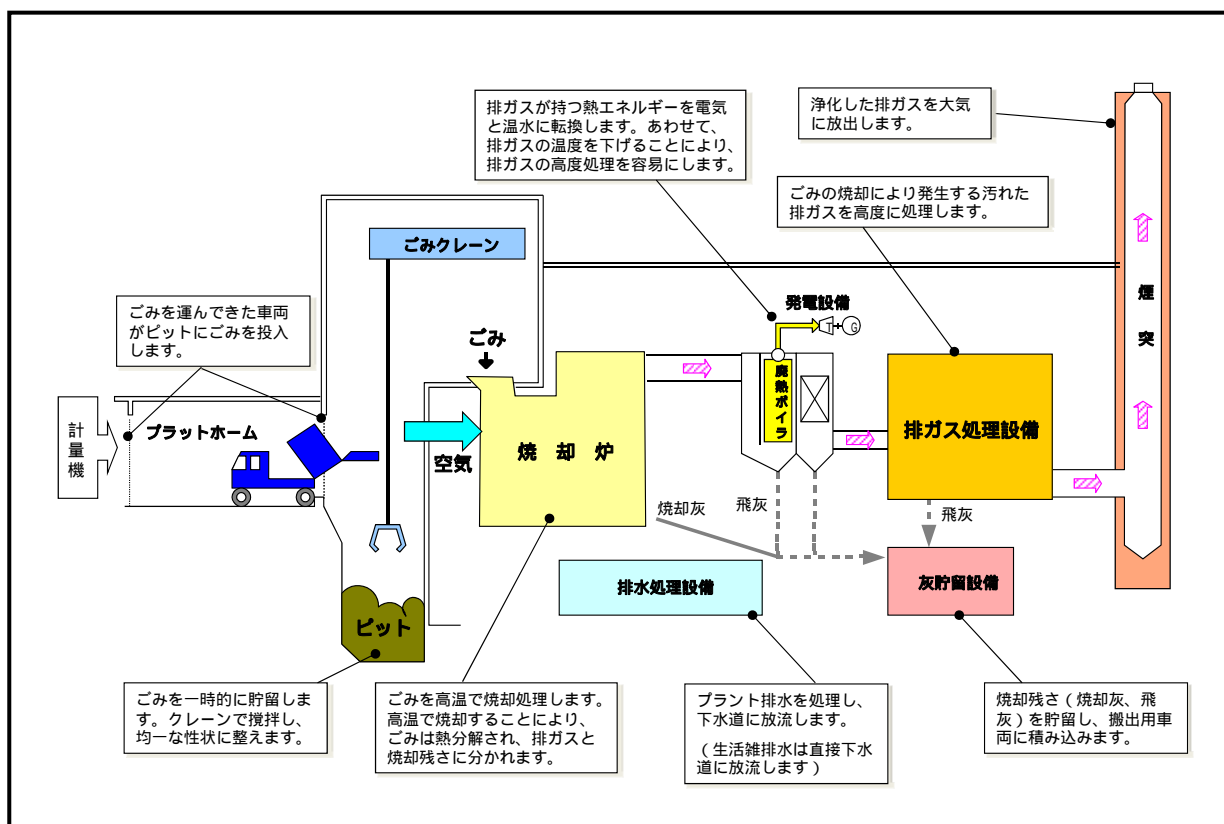


図 1.3.4-2 ごみ焼却施設を構成する主要設備

ア) ごみ燃焼条件

- ・ 燃焼室出口温度は 850 以上とする（900 以上が望ましい）。
- ・ 燃焼室ガス滞留時間は、十分なガス攪拌のもと、上記の燃焼温度内で 2 秒以上を確保する。
- ・ CO 濃度は、4 時間平均値で 30ppm 以下、1 時間平均値で 100ppm 以下とする。（100ppm を超える瞬時値は極力発生させない。）
- ・ 空冷壁又は水冷壁を導入し、火格子は冷却効率の高い構造とする。
- ・ 焼却灰の熱灼減量は 3 % 以下とする。

1) 燃焼ガス冷却設備

廃熱ボイラ式

蒸気の高圧化を図るほか、熱回収効率を最大化するための技術的施策を施すものとする。

また、ボイラの過熱器は、高温腐食に対し高い耐性を有する材料とするほか、交換が容易な構造とする。

2) 排ガス処理設備

排ガス処理設備は乾式処理を採用する。

ばいじん対策・・・バグフィルタ

塩化水素対策・・・バグフィルタ+消石灰(乾式法)

硫酸化物対策・・・バグフィルタ+消石灰(乾式法)

窒素酸化物対策・・・触媒反応塔(触媒脱硝法)

ダイオキシン類対策・・・バグフィルタ+活性炭及び触媒反応塔

水銀等重金属対策・・・バグフィルタ+活性炭

3) 余熱利用設備

タービン形式は抽気復水タービンによる高効率な蒸気発電システムを構築し、ボイラで発生した高温高圧蒸気を用いて蒸気タービン発電を行う。また、場内及び場外余熱利用施設へ供給する熱源は、可能な限り抽気蒸気による低圧蒸気によるものとし、設備全体での蒸気発電システムの効率向上を図るものとする。なお、本施設は高効率発電施設を計画するものとし、設計点における発電効率を17%以上とする。

タービン発電設備・・・1基

場内余熱利用設備・・・一式(給湯等)

場外余熱利用設備・・・一式(温水供給)

4) 灰出し設備

焼却灰と飛灰(ばいじん)は、各々専用のピットに貯留するものとし、分離貯留・分離排出を可能なものとする。焼却灰の冷却は灰押し装置(半乾式法)によるものとし、搬出する焼却灰の含水率を低減する。

焼却灰及び飛灰の処理は、外部の資源化施設にてセメント原料等へ再利用することで、マテリアルリサイクルの推進と最終処分量の削減との両立を目指す。

5) 給水設備等

上水を所定の箇所より引き込む。

また、雨水については、今後の敷地造成設計では防災上の観点から、事業予定地内の雨水全量を排除できる雨水排水路を設け、下流端の洪水調整池で流量調整し河川放流を可能とすることを原則とするが、同時に有効利用の観点からも一次処理設備を設け場内散水や植栽散水に利用を可能なものとする。

6) 排水処理設備

ごみピット汚水は炉内噴霧により燃焼分解するものとし、プラント排水は適正処理後に下水道へ放流する(一部は再利用を図る)。なお、生活排水は直接下水道放流とする。

ごみピット汚水処理設備・・・ろ過+炉内噴霧後、燃焼処理

プラント排水処理設備・・・生物処理(有機系のみ)+凝集沈殿+砂ろ過後、下水放流

再利用の場合は必要に応じて滅菌処理を加える

リサイクルセンター（選別・破碎棟、修理・再生棟）

ア 機能

ア) 選別・破碎棟

- ・直接持ち込み資源ごみの選別保管設備、使用済み小型電子機器の回収保管設備、廃家電製品等からのフロンガスの抜き取り及びフロンガスの保管設備、蛍光管の保管設備、廃食用油のBDF化原料用保管設備
- ・バイオマス（剪定枝・草本類）の破碎・資源化設備

イ) 修理・再生棟

- ・中古品、不用品の修理、再生、展示
- ・循環型社会形成及び低炭素社会形成に向けた環境啓発・環境教育

イ バイオマス（剪定枝・草本類）の破碎・資源化設備

ア) 設備稼働条件

- ・日処理能力 10 t/日
- ・年間受入量 2,500 t（異常気象等による災害ごみを含まない）
- ・日最大受入量 30 t
- ・年間稼働日数 271日（年間作業日数 311日、土曜日の半日作業を含む日数）
- ・日稼働時間 5時間（日作業時間 7時間）

イ) 受入物

剪定枝・草本類（家庭から収集されたもの、センターに直接持ち込まれるもの）

ウ) 主要機器能力

- ・破碎機 10 t/5h 以上
- ・切断機
- ・膨潤処理機 8 t/5h 以上

エ) 付帯設備等

- ・脱臭設備 排気口において悪臭防止法第1種区域相当の規制に対応可能なもの。
- ・袋詰装置 堆肥ヤードに設置する。
- ・集じん設備 作業場の環境保全が可能であること。
- ・給排水設備 隣接するごみ焼却施設の設備を利用する。
- ・重機類 バックホウ、ホイールローダ等を必要数量確保

カ) リサイクルフロー

剪定枝リサイクルのフローを図 1.3.4-3 に示す。

搬入された剪定枝等は計量機を経て、受入ヤードに集積し、破碎機に定量投入する。竹等の長尺物は、切断機により切断したうえで破碎機に投入する。家庭ごみとして回収した草本類は、手作業により破袋し、破碎機出口以降で破碎物ラインに投入する。

破碎物及び草本類は、磁選機により異物除去し、一部を木質チップとして利用するためチップヤードに集積する。残りの破碎物及び草本類は、定量供給装置により膨潤処理機に定量供給する。膨潤処理物は、一部をマルチング資材及びコンポスト原料として利用するための出荷ヤードに集積し、残りは膨潤処理物ヤードに集積したのち、堆肥製品の製造を行う発酵・熟成プロセスへ移送する。発酵プロセスにて 20 日間、熟成プロセスにて 20 日間及び製品化プロセスにて 40 日間の合計 80 日間の養生を行い、土壌改良等に再利用される堆肥を製造する。

なお、受入ヤードから膨潤物ヤード及び各種ヤードは 1F に、発酵・熟成プロセスは地下 (1B) に設置するものとする。

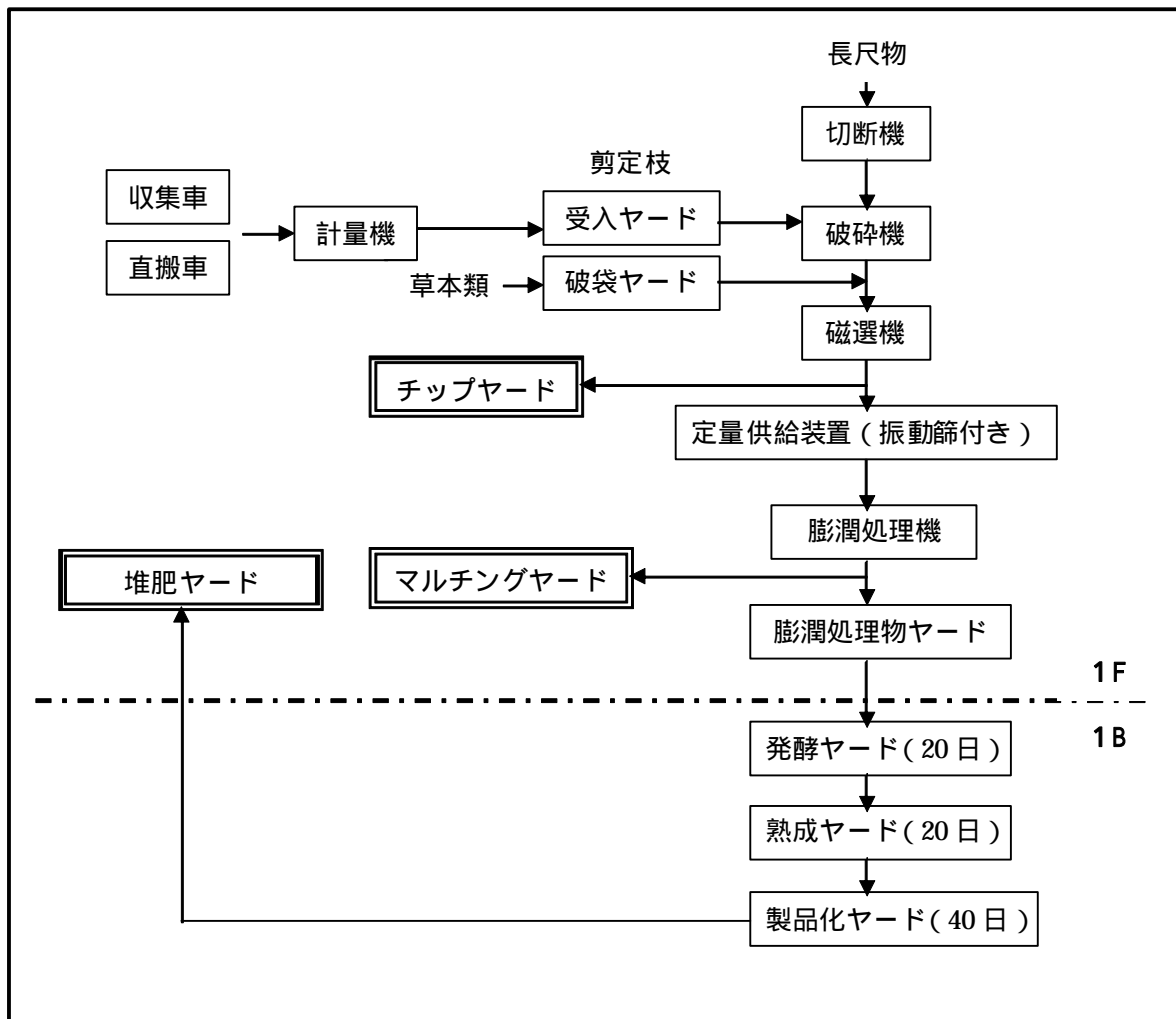


図 1.3.4-3 剪定枝リサイクルのフロー

(空白)

(3) 敷地造成計画

事業予定地の特徴

ア 地形的な特徴

事業予定地内の標高差は33m程度、形状は北を底辺とする逆三角形であり、平均横断幅（東西軸）230m×平均縦断幅（南北軸）250mで、標高220m、標高215m及び標高190m付近に緩斜面をもつ3段構造の傾斜地の形状となっている。

イ 一般廃棄物埋設地が存在

事業予定地内西側には幅50m、長さ130m、標高200m - 223mの範囲（約6,500m²）に一般廃棄物埋設地が存在している。

ウ 景観上の特徴

事業予定地は北に富士山、南に駿河湾を望み、これらを遠景とする優れた景観を構成する地域に位置している。

敷地造成計画案

敷地造成計画案を図1.3.4-4に示す。

本計画案は以下に示す4つの基本方針に則り計画した。なお、今後、詳細な地形、地質調査結果及び廃棄物埋設地の範囲等を踏まえ、見直しを行うものとする。

ア 2段の敷地を創出

事業予定地の3段の段差から成る傾斜地を活かし、敷地内動線と接続することになる外周道路（市道）の勾配及び標高に考慮し、2段の敷地を創出する。

ごみ焼却施設を配置する基幹造成面は、堅牢な岩盤が比較的浅い位置に存在することが推定できる北側のエリアとする。

リサイクルセンター（修理・再生棟）は市民が利活用することにより初めて整備効果が発揮されるものであるため、その運営や管理手法はごみ焼却施設とは大きく異なる。このため、搬入出道路を含めてごみ焼却施設とリサイクルセンター（修理・再生棟）は、管理、動線を分離する。

イ 周辺環境に配慮した造成

周辺は農地として土地利用されているので、敷地造成により農道へ影響が生じるときは、従前と機能がかわらないよう利便性を確保する。また、景観保全のため、法面は土羽を基本とし、積極的に緑化して周辺環境の維持向上に努める。

ウ 一般廃棄物埋設地は土地を改変せず緑地として有効活用

造成計画においては、一般廃棄物埋設地エリアでは土地を改変せず、造成は盛土を基本とする。また、新環境クリーンセンターのランドマーク的な緑地として整備を行ない、訪れる市民、県道を通過する車両等からの景観に配慮する。なお、一般廃棄物が埋設されている状況をかんがみ、事前調査を実施する。

エ 緑化等によるアメニティ（快適性）の確保

敷地の造成に際しては、来場者がうるおい・快適性を感じられるよう配慮するとともに、多様な生態系保全に努める。具体的には、法面は緑化が容易な構造（土羽等）とし、緩衝緑地等による敷地内の積極的な緑化を図るものとする。

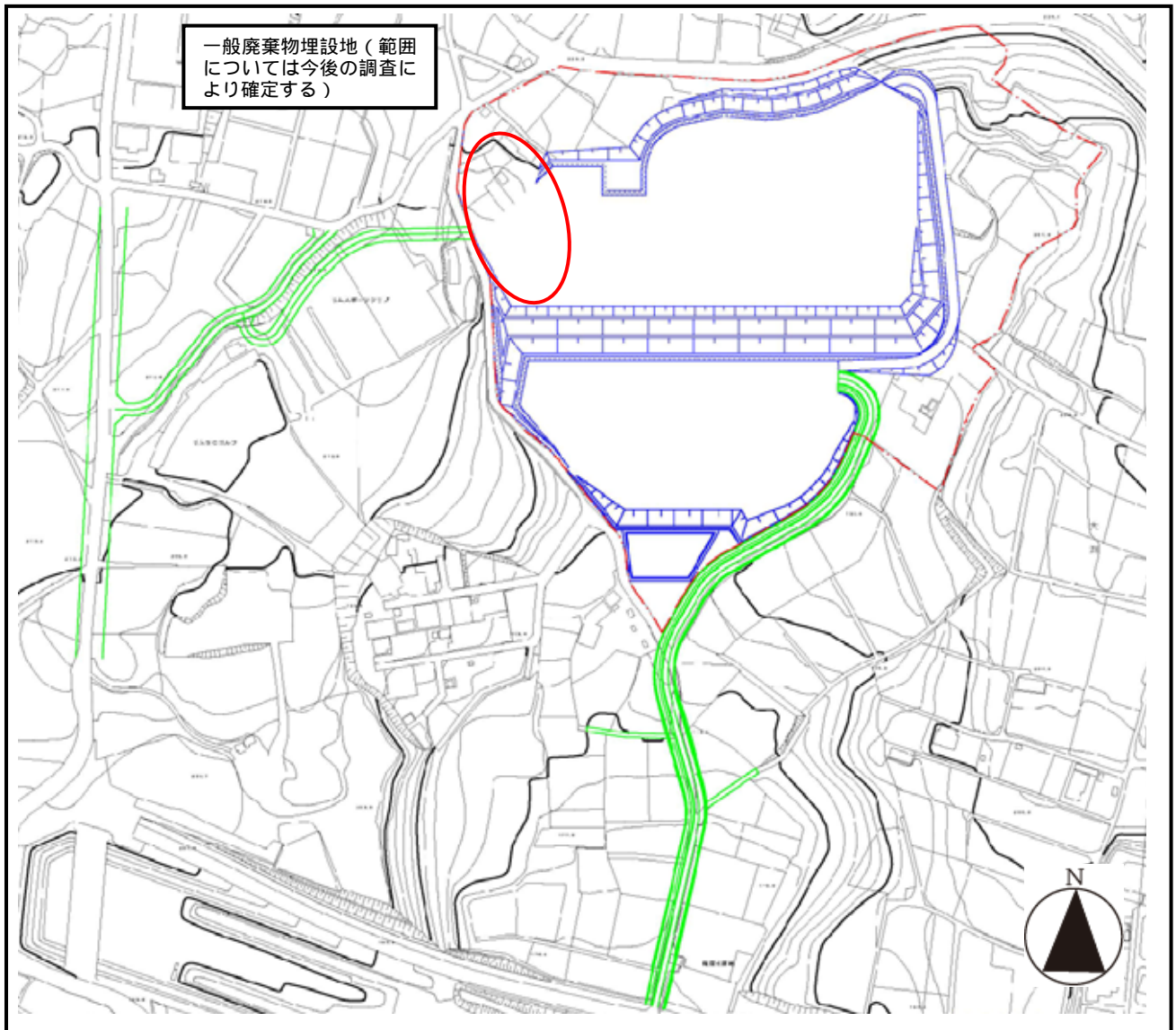


図 1.3.4-4 敷地造成計画案

(4) 施設配置計画

施設配置計画案を図 1.3.4-5 に示す。

本計画案は以下に示す 5 つの基本方針に則り計画した。

ア 利用者の視点に立った施設配置

本事業により整備される各施設の配置は、利用者である市民等の視点に立ち、利用しやすさに配慮する。

イ 機能別に 2 つのエリアを設定

敷地は、管理棟、計量棟、ごみ焼却施設及びリサイクルセンター（選別・破砕棟）が立地する北側、リサイクルセンター（修理・再生棟）が立地する南側に大別される。

北側は、基本的に平日及び土曜日の午前に利用し、パッカー車や焼却残さを運搬するトラックなど大型車両の通行に配慮する。

南側は、休日も開放し、一般市民が利用することに配慮する。

ウ 地形条件と使いやすさに配慮した施設配置

地盤条件（支持力等）と地形を考慮し、重量物が多いごみ焼却施設を切土となる標高の高い北側エリアに配置する。南側エリアには、3R（ごみの排出抑制（Reduce）再利用率（Reuse）再生利用（Recycle））推進等を目的とした市民が主体となり利用するリサイクルセンター（修理・再生棟）緩衝緑地、来客用駐車場等を配置する。

なお、南から北に向かって高い施設を配置することにより、遠景では富士山に向かって緩やかに立ち上がるシルエットとなり、景観にも配慮できる。

エ 機能的かつ安全な動線の確保

敷地内の 2 つのエリアには、独立した進入動線を確保する。これにより、利用者の分かりやすさや安全性を確保するとともに、それぞれのエリアにおける利用時間帯を考慮した効率的な施設管理が可能となる。

また、公道上での渋滞を回避するために、北側エリアには、ごみ搬入車両待避場を整備するとともに、計量機を複数設置した検量所からプラットフォームまでの延長をできるだけ長くし、待避スペースを確保する。

なお、現環境クリーンセンターでは、一般市民の直接持ち込み車両が短時間に集中して数百台が来場する場合がみられるので、新環境クリーンセンターでは直接搬入制度の見直しを検討する。

オ 周辺環境との調和、景観への配慮

事業予定地は、周辺が緑に覆われた耕作地であり、北には富士山、南には駿河湾が展望できる位置にあることから、周辺環境との調和及び景観へ配慮する。

具体的には、法面では緑化を積極的に行うとともに、特に事業予定地の北、東側には植樹等による緩衝緑地の整備を図り、また、南から北に向かって階高の高い施設を配置することにより富士山に向かって緩やかに立ち上がるシルエットを形成するとともに、富士山や駿河湾を背景とする景観にふさわしい優れた建築意匠設計を行う。

リサイクルセンター（修理・再生棟）南側及び敷地東側には地域の自然を再現した緩衝緑地を配置し、生物多様性に関する環境学習等にも利用する。また、環境イベント開催時等に利用できる広場も整備する。

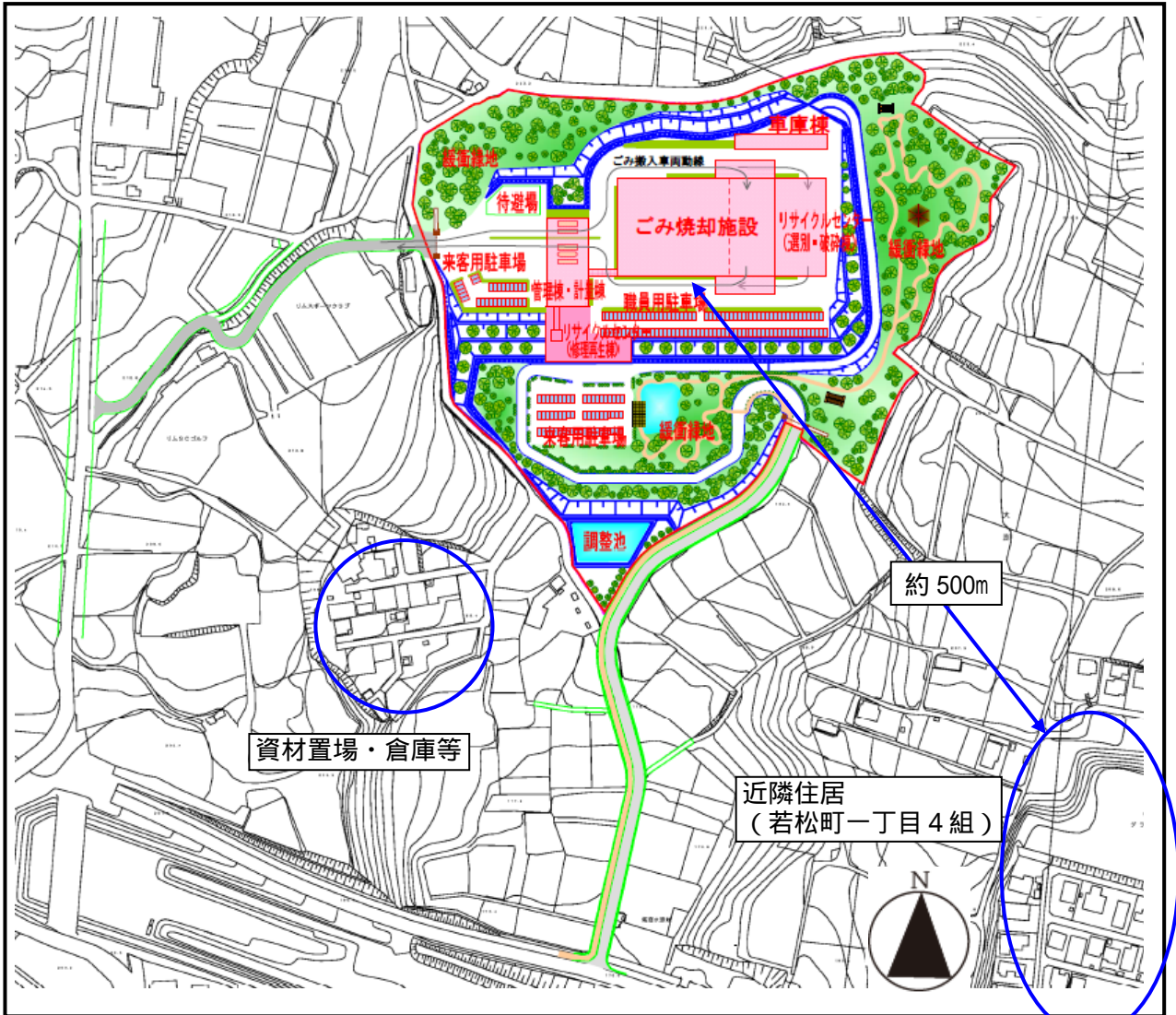


図 1.3.4-5 施設配置計画案

(5) 環境保全計画

排出ガス対策

新環境クリーンセンターでは法的規制を遵守することはもとより、さらに安全と安心を確保するための環境保全対策として、以下のとおり自主規制値を定めて規制を行う。

硫黄酸化物 (SOx)	: 20ppm 以下 (法基準値: K 値 1.75 及び総量規制)
ばいじん	: 0.01g/m ³ N 以下 (法基準値: 0.08g/m ³ N 以下)
窒素酸化物 (NOx)	: 50ppm 以下 (法基準値: 250ppm 以下)
塩化水素 (HCl)	: 40ppm 以下 (法基準値: 約 430ppm 以下 (700mg/m ³ N 以下))
ダイオキシン類	: 0.01ng-TEQ/m ³ N 以下 (法基準値: 1.0ng-TEQ/m ³ N 以下)
水銀	: 0.05mg/m ³ N 以下 (法規制なし)

騒音対策

騒音規制法に準拠し、以下の基準に基づいて規制を行う。

なお、新環境クリーンセンター建設工事では、特定建設作業の時間帯を 8 時から 17 時とする。

【建設工事中の基準】

都市計画法上の区域	騒音規制法上の区分	規制基準 (dB) 注
市街化調整区域	第 1 号区域	85 以下
		工事は 7 時～19 時の間で 1 日 10 時間以内 原則として日曜日及びその他の休日等の作業は行わないこと。

注) 規制基準は特定の建設機械を用いる特定建設作業に対するものである。新環境クリーンセンター建設工事では、くい打機などを使用することから特定建設作業に該当し、基準値は敷地境界線上で適用される。騒音のレベルが変動する場合は 90%レンジの上端値とすることから、基準値は概ね最大値に近いものとなる。

【稼働中の基準】

都市計画法上の区域	騒音規制法上の区分	規制基準 (dB) 注
市街化調整区域	第 2 種区域	朝 (6 時-8 時): 50 以下
		昼 (8 時-18 時): 55 以下
		夕 (18 時-22 時): 50 以下
		夜 (22 時-6 時): 45 以下

注) 騒音規制法は特定の設備や機械を設置する工場などを対象とするものである。特定の機械としては送風機等があり、新環境クリーンセンターにも設置されることから、基準値は敷地境界線上で適用される。騒音のレベルが変動する場合は 90%レンジの上端値とすることから、基準値は概ね最大値に近いものとなる。

振動対策

振動規制法に準拠し、以下の基準に基づいて規制を行う。

なお、新環境クリーンセンター建設工事では、特定建設作業の時間帯を8時から17時とする。

【建設工事中の基準】

都市計画法上の区域	振動規制法上の区分	規制基準 (dB): 注
市街化調整区域	第1号区域	75 以下
		工事は7時～19時の間で1日10時間以内 原則として日曜日及びその他の休日等の作業は行わないこと。

注) 規制基準は特定の建設機械を用いる特定建設作業に対するものである。新環境クリーンセンター建設工事では、くい打機などを使用することから特定建設作業に該当し、基準値は敷地境界線上で適用される。振動のレベルが変動する場合は80%レンジの上端値とすることから、基準値は概ね最大値に近いものとなる。

【稼働中の基準】

都市計画法上の区域	振動規制法上の区分	規制基準 (dB): 注
市街化調整区域	第1種区域の2	昼 (8時-20時): 65 以下
		夜 (20時-8時): 55 以下

注) 振動規制法は特定の設備や機械を設置する工場などを対象とするものである。特定の機械としてはプレス機器等があり、新環境クリーンセンターにも設置される可能性があり、この場合、基準値は敷地境界線上で適用される。振動のレベルが変動する場合は80%レンジの上端値とすることから、基準値は概ね最大値に近いものとなる。

臭気対策

以下のとおり自主規制値を定めて規制を行う。

【臭気指数による規制】: 都市計画上の住居系地域と同等の基準とする。					
項目	臭気指数の自主規制値 ()内は本市で定められた値				
敷地境界線上	10 (13)				
排ガス	排ガスの着地点において10 (13) (計算値)				
【特定悪臭物質による自主規制値】: 法律で定める範囲で最も厳しい値とする。(臭気強度2.5に相当する規制)					
項目 (抜粋): 注 (他に15物質についても同様に規制濃度を設定する)	どんなにおいか?	左欄: 自主規制値 (ppm) 右欄: 法律で定める範囲			
敷地境界	アンモニア	し尿のようなにおい	1	1	5
	メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	0.002	0.002	0.01
	硫化水素	腐った卵のようなにおい	0.02	0.02	0.2
	硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	0.01	0.01	0.2
	二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	0.009	0.009	0.1
	トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	0.005	0.005	0.07
	アセトアルデヒド	刺激的な青臭いにおい	0.05	0.05	0.5
排出口	に示す項目 (m ³ N/h)	次式により算出した流量 q を各々の規制基準とする。 $q = 0.108 \times He^2 \times Cm (He \ 5m)$ q : 特定悪臭物質の流量 (m ³ N/h) He : 補正された排出口の高さ (m) Cm : 敷地境界線における基準値 (ppm)			

注) 悪臭防止法において、悪臭公害の主要な原因となっている物質として、22種類の特定悪臭物質が指定されている。都道府県知事等により、臭気強度2.5～3.5の範囲内で敷地境界線上の規制基準(物質毎の濃度)が定められる。

(6) ごみ収集方法（廃棄物運搬車両運行計画）

廃棄物運搬車両の主要走行ルートは図 1.3.4-6 に示すとおりである。

事業予定地を中心とする市域の北西エリアからは、主要地方道富士・富士宮・由比線、もしくは主要地方道富士・白糸滝公園線、新東名高速道路側道より市道大淵庚申松 1 号線、市道大淵糶窪 6 号線を経るルート为主要走行ルートとする。

北東エリアからは、今宮バイパス、市道大淵大久保線、主要地方道富士・富士宮・由比線より、南東エリアからは、主要地方道富士・裾野線、今宮バイパスなどから新東名高速道路側道より、南西エリアからは主要地方道富士・白糸滝公園線などから新東名高速道路側道より市道大淵庚申松 1 号線、市道大淵糶窪 6 号線を経るルート为主要走行ルートとする。

このように、事業予定地を中心とする市域の各方面から最短で新東名高速道路側道に接続する路線を利用することにより、特定の既存道路に廃棄物運搬車両が集中することを回避する。また、主要地方道富士・富士宮・由比線も北側エリアからのルートとして利用することにより、新東名高速道路側道における交通負荷増大を回避する。

なお、リサイクルセンター（修理・再生棟）へのアクセスは、新東名高速道路側道から市道大淵糶窪 1 号線を北上するルートを利用する。

さらに、市道大淵糶窪 6 号線及び市道大淵糶窪 1 号線については、縦断勾配、幅員等の問題から現状のままでは利用が困難であるため、必要となる整備を行う。

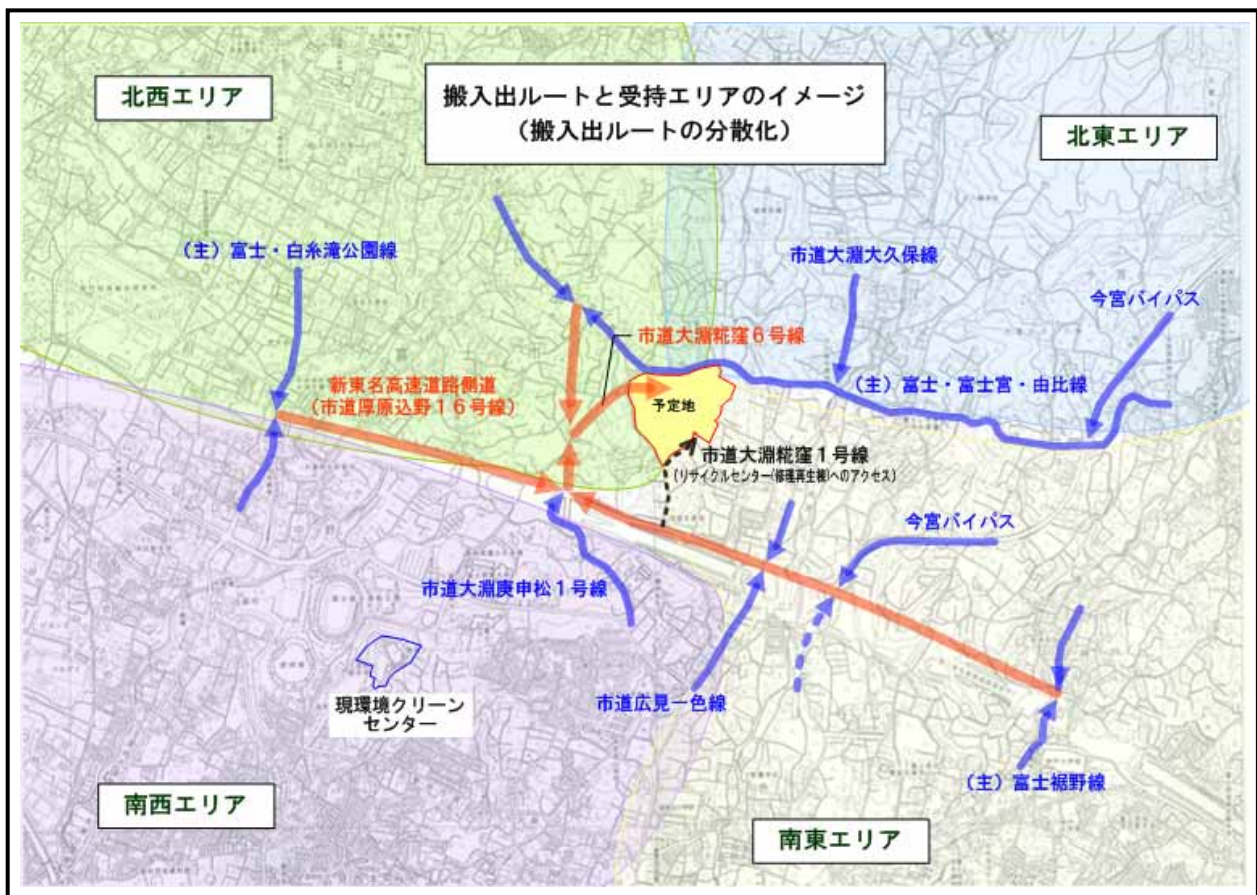


図 1.3.4-6 廃棄物運搬車両の主要走行ルート

(7) 防災・減災対策

設計段階

敷地の造成設計及びごみ焼却施設等の建築・プラントの設計段階においては、以下に示す防災・減災対策に係る事項について留意する。

ア 造成設計

- ・ 大規模地震を想定した設計時の安定計算の実施
- ・ 盛土の安定性の確保

イ ごみ焼却施設等の建築・プラント設計

- ・ 建築物における高い耐震性能の確保
- ・ プラントは重要度や危険度に応じて建物等と整合の取れた耐震力を確保
- ・ 制御システム、保安設備、安全対策の工夫

施工段階

施工段階では、設計時に想定した災害や採用した基準に沿った施工が確実に行われていることを確認するための施工監理を行う。

- ・ 土木、建築、プラント、電気、構造、設備等の専門技術者による施工監理体制の構築

運営管理段階

運営管理段階においては、以下に示す防災・減災対策に係る事項について留意する。

- ・ 事故発生時の被害を最小限に抑えるため、「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」（平成 18 年 12 月環境省廃棄物・リサイクル対策部）に基づいたマニュアルの整備
- ・ 災害発生時にとるべき行動や対策等を規定したマニュアルの整備
- ・ 緊急時対応体制の構築
- ・ 地震発生を想定した日常的な点検の実施
- ・ 災害発生時の対策に関する演習の実施

災害復旧・復興に役立つ施設としての機能

新環境クリーンセンターは、災害発生時からその復旧・復興に至るまでの間、以下に示す役割を担う。

- ・ 災害時に発生したごみの適正処理
- ・ 災害復旧・復興時の市民生活の支援

1.3.5 事業スケジュール

事業スケジュールを表 1.3.5-1 に示す。

表 1.3.5-1 事業スケジュール

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
準備期間	■	■	■				
敷地造成工事			■	■	■		
プラント・建築工事			■	■	■	■	■
備考	準備期間には、関係地域との合意形成の期間が含まれる						

- ・ 事業スケジュールは、調査・設計・許認可等の準備期間、敷地の造成工事及びごみ焼却施設等のプラント・建築工事から構成され、全体で約7年間を見込む。
- ・ 準備期間は、約2.5年間を見込む。
- ・ 敷地の造成工事は、約1.5年間を見込む。
- ・ プラント・建築工事は、約4.5年間を見込む（設計期間を含む）。

また、準備期間には、関係地域との合意形成を図るため、合意文書の検討などの作業を行う。

【関係地域との合意形成前】

- ・ 合意文書作成のための協議
- ・ 縦横断測量、地質調査、土壌調査等の現況調査
- ・ 敷地造成基本設計、施設整備基本計画の成案手続き及び詳細検討（環境監視体制、環境啓発計画）等
- ・ 行政手続き（環境影響評価、都市計画決定等）
- ・ その他必要となる事項

【関係地域との合意形成後】

- ・ 用地測量等の用地の確定及び取得
- ・ 工事発注手続き（敷地造成実施設計、総合評価方式によるプラント・建築工事発注手続き等）

1.3.6 環境影響評価手続の経緯

環境影響評価手続のこれまでの経緯を表 1.3.6-1 に示す。

表 1.3.6-1 環境影響評価手続の経緯

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	備考
環境影響評価方法書												
公告・縦覧		(平成16年12月13日公告・平成16年12月14日から平成17年1月13日まで縦覧)										
環境影響評価方法書 (調査区域拡大版)												
公告・縦覧					(平成19年1月22日公告・同日から平成19年2月21日まで縦覧)							
環境影響評価調査実施計画書 (調査区域拡大版)												
公表					(平成19年8月13日公表)							
現地調査												
開始					(平成19年3月1日地上気象調査開始)							
中断					(平成20年2月29日地上気象調査終了とともに調査中断)							
再開								(平成22年7月22日大気 質調査より再開)				
終了										(平成24年6月11日大気 質調査終了)		
環境影響評価準備書												
公告・縦覧										(平成25年2月5日公告・同日から 平成25年3月5日まで縦覧)		
環境影響評価書												
公告・縦覧												(平成25年11月20日公告・平成25年11月 21日から平成25年12月20日まで縦覧)
施設更新検討		平成12年6月～										
建設予定地決定 (平成15年9月大洲 椋窪地先を決定)												
青葉台地区町内会説明会 (1)					(平成19年4～5月 青葉台地 区町内会説明会を開催)							
新しいごみ処理施設に ついての学習会												
青葉台地区町内会説明会 (2)					(平成20年11月 新しいごみ処理施 設についての学習会を開催)							
施設規模決定								(平成22年6月～平成22年6月 青葉台地区町内会説明会を開催)				
施設整備基本計画の策定								(平成22年10月 施設規模 「250t/日」に決定)				
施設整備基本計画(案)に ついての意見募集								(平成23年9月 施設整備基本計 画の策定に着手)				
青葉台地区町内会説明会 (3)								(平成24年6～8月 施設整備基本計画(案)についてパ ブリックコメント制度による意見募集)				
青葉台地区 (ごみ処理施設建設区対委員会)								(平成24年6～8月 青葉台地区町内会説明会を開催)				
都市計画決定に係る 説明会・公聴会								(平成24年8月 覚書締結)				
都市計画(案)の縦覧								(平成24年10月 都市計画決定に 係る説明会・公聴会の開催)				
都市計画決定告示								(平成25年2月5日から平成25年 3月5日まで縦覧)				
青葉台地区 (ごみ処理施設建設区対委員会)												(平成25年11月20日) (平成25年12月12日 協定書、確認書締結)

(空白)

第2章 事後調査計画等

第2章 事後調査計画等

新環境クリーンセンターの整備に際しては、

環境との調和、地域との融和、富士山との融合を目指した

「安全と安心を約束する資源循環パーク」

を基本理念としている。

また、この基本理念を踏まえ、「安全、安定、安心を約束する施設」、「もったいないを育む施設」、「地域に融和する施設」を施設整備に係る基本方針とし、環境への負荷の低減に向けた取り組みを図るとともに、予測・評価の条件及びその結果の確認などのために、事後調査を実施する計画である。

なお、評価書で記載の大気質のうち、予測・評価の対象ではない項目についても、知事意見や住民意見を踏まえて環境監視として調査を実施する計画である。

2.1 事後調査の目的と実施理由

事後調査の目的と実施理由を表 2.1-1（工事の実施時）、表 2.1-2（土地又は工作物の存在及び供用時）に示す。なお、事後調査項目については、本事業が性能発注方式に基づき、今後において実施設計が行われること等により、不確実性を伴っている項目、環境の保全のための措置を講じることが前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目等を考慮して選定した。

表 2.1-1(1/2) 事後調査の目的と実施理由（工事の実施時）

項目	細項目	事後調査の目的			実施理由
		予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度 注1	環境の保全のための措置の実施状況の確認 注2	その他	
発生源調査					
工事計画確認調査		○	—	—	評価書時に想定した工事工程等は、今後の造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により変更になる場合があることから、実際の工事計画、進捗状況を確認し、必要に応じて各事後調査項目の時期、頻度、調査地点を再検討するため、工事計画確認に関する調査を実施する。
発生源強度確認調査	建設機械騒音	○	—	—	評価書では、想定される範囲内で最大限の建設機械の稼働を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、工種やその組み合わせ、建設機械の配置等に不確実性が伴う。したがって、建設機械騒音に関する事後調査を実施する。
	建設機械振動	○	—	—	評価書では、想定される範囲内で最大限の建設機械の稼働を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、工種やその組み合わせ、建設機械の配置等に不確実性が伴う。したがって、建設機械振動に関する事後調査を実施する。
予測・評価の再検討		—	—	工事内容の変更の有無及び変更に伴う予測評価の再検討	評価書において予測条件とした事業内容と実際の工事内容を比較検討するとともに、変更に至った経緯を把握し、予測・評価の再検討を行う必要がある場合には、条件の変更に伴う予測評価を行うものとする。

注1 評価書時に予測条件とした工事工程、使用する建設機械とその台数、資材等運搬車両の台数等が、今後の造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

注2 環境の保全のための措置を講じることが前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討するものである。

表 2.1-1(2/2) 事後調査の目的と実施理由（工事の実施時）

項目	細項目	事後調査の目的			実施理由
		予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度注1	環境の保全のための措置の実施状況の確認注2	その他	
環境調査					
大気質	建設機械排ガス	-	-	-	評価書では、想定される範囲内で最大限の建設機械の稼働を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、工種やその組み合わせ、建設機械の配置等に不確実性が伴う。したがって、建設機械排ガスに関する事後調査を実施する。
	建設作業粉じん	-	-	-	評価書では、想定される範囲内で最大限の建設機械の稼働を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、工種やその組み合わせ、建設機械の配置等に不確実性が伴う。したがって、建設作業粉じんに関する事後調査を実施する。
	資材等運搬車両排ガス	-	-	-	評価書では、想定される範囲内で最大限の資材等運搬車両台数を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、工事工程や進捗状況により交通量等に不確実性が伴う。したがって、資材等運搬車両排ガスに関する事後調査を実施する。
騒音	資材等運搬車両騒音	-	-	-	評価書では、想定される範囲内で最大限の資材等運搬車両台数を考慮して予測した結果、現況を著しく悪化させるものではなかった。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、工事工程や進捗状況により交通量等に不確実性が伴う。したがって、資材等運搬車両騒音に関する事後調査を実施する。
振動	資材等運搬車両振動	-	-	-	評価書では、想定される範囲内で最大限の資材等運搬車両台数を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、工事工程や進捗状況により交通量等に不確実性が伴う。したがって、資材等運搬車両振動に関する事後調査を実施する。
水質	アルカリ性排水	-	-	-	評価書では、コンクリート工事等によるアルカリ性排水について予測した結果、環境の保全のための措置の実施により影響は回避・低減されると評価した。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、予測条件の前提となる環境の保全のための措置の実施状況を確認する必要がある。したがって、コンクリート工事等のアルカリ性排水に関する事後調査を実施する。
	濁水	-	-	-	評価書では、土工事等による濁水について予測した結果、環境の保全のための措置の実施により影響は低減されると評価した。ただし、造成実施設計、プラント実施設計、施工計画を立案する前段で検討しているため、予測条件の前提となる環境の保全のための措置の実施状況を確認する必要がある。したがって、土工事等による濁水に関する事後調査を実施する。
植物	エビネモニタリング調査	-	-	-	評価書では、エビネの生育するコナラ群落が改変されるため、環境の保全のための措置の実施（移植）により環境保全目標は達成されると評価した。したがって、環境の保全のための措置の実施状況を確認する必要があり、エビネに関する事後調査を実施する。
生態系	オオタカモニタリング調査	-	-	-	評価書では、環境の保全のための措置の実施（オオタカの定点調査結果から繁殖に対して影響が生じている可能性が示唆された場合の保全措置）を前提に予測した結果、環境保全目標は達成されると評価した。したがって、環境の保全のための措置の実施状況を確認する必要があり、オオタカに関する事後調査を実施する。

注1 評価書時に予測条件とした工事工程、使用する建設機械とその台数、資材等運搬車両の台数等が、今後の造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化している可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

注2 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討するものである。

表 2.1-2(1/3) 事後調査の目的と実施理由（土地又は工作物の存在及び供用時）

項目	細項目	事後調査の目的			実施理由
		予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度 注1	環境の保全のための措置の実施状況の確認 注2	その他	
発生源調査					
	施設計画確認調査	-	-	-	評価書時に想定した施設計画と竣工した施設内容、環境保全計画（環境の保全のための措置の内容）を確認し、必要に応じ、各事後調査項目の調査時期、頻度、調査地点を再検討するため、施設計画確認に関する調査を実施する。
発生源強度確認調査	ばい煙調査	-	-	-	評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、自主規制値の遵守、適切な運転管理の実施を前提としている。また、予測はプラント実施設計を立案する前段で行っているため、排出ガス諸元等に不確実性が伴う。したがって、自主規制値の遵守、運転管理状況の把握、並びに排ガス諸元等の確認を目的として、ばい煙調査を行う。
	施設稼働騒音、低周波音	-	-	-	評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測した結果、施設稼働騒音では環境保全目標を上回る場合がみられた。原因は暗騒音の寄与が大きいことによる。また、環境の保全のための措置として、壁面の吸音処理や低騒音型機器の設置等により影響の低減を図ることとしている。一方、低周波音では適切な騒音・振動防止対策の実施・徹底を図ることから影響は低減されるものと考えられた。 それぞれの予測は、プラント実施設計を立案する前段で行っているため、施設全体配置、設置機器、機器配置等に不確実性が伴う。したがって、環境の保全のための措置が確実に実施されているかの確認を含めて、施設稼働騒音・低周波音に関する事後調査を実施する。
	施設稼働振動	-	-	-	評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、予測はプラント実施設計を立案する前段で行っているため、施設全体配置、設置機器、機器配置等に不確実性が伴う。したがって施設稼働振動に関する事後調査を実施する。
	施設からの悪臭	-	-	-	評価書では、施設から漏洩する悪臭の影響について予測した結果、環境の保全のための措置の実施により、影響は回避・低減されると評価した。また、煙突からの排出ガスによる影響について予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、予測はプラント実施設計を立案する前段で行っているため、施設配置や環境の保全のための措置の内容等に不確実性が伴う。したがって、環境の保全のための措置が確実に実施されているかの確認を含めて悪臭に関する事後調査を実施する。
予測・評価の再検討	-	-	施設計画の変更の有無及び変更に伴う予測評価の再検討	-	評価書において予測条件とした施設計画と竣工した施設を比較検討するとともに、変更に至った経緯を把握し、予測・評価の再検討を行う必要がある場合には、条件の変更に伴う予測評価を行うものとする。

注1 評価書時に予測条件とした施設計画（施設配置、設置機器の種類・配置、施設の色調等）、廃棄物運搬車両の台数が、今後の造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

注2 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討するものである。

表 2.1-2(2/3) 事後調査の目的と実施理由（土地又は工作物の存在及び供用時）

項目	細項目	事後調査の目的			実施理由
		予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度 注1	環境の保全のための措置の実施状況の確認 注2	その他	
環境調査					
大気質	廃棄物運搬車両排ガス	-	-	-	評価書では、想定される範囲内で最大限の廃棄物運搬車両台数を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、詳細な施設運営計画を立案する前段で検討しているため、廃棄物運搬状況により交通量等の不確実性が伴う。したがって、廃棄物運搬車両排ガスに関する事後調査を実施する。
	煙突からの排出ガス（環境大気質）	-	-	-	評価書では、想定される範囲内で最大限の施設計画を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、自主規制値の遵守、適切な運転管理の実施を前提としている。また、予測はプラント実施設計を立案する前段で行っているため、排出ガス諸元等に不確実性が伴う。したがって、周辺環境への影響を把握するために環境大気質調査を行う。
騒音	廃棄物運搬車両騒音	-	-	-	評価書では、想定される範囲内で最大限の廃棄物運搬車両台数を考慮して予測した結果、現況を著しく悪化させるものではなかった。ただし、詳細な施設運営計画を立案する前段で検討しているため、廃棄物運搬状況により交通量等の不確実性が伴う。したがって、廃棄物運搬車両騒音に関する事後調査を実施する。
振動	廃棄物運搬車両振動	-	-	-	評価書では、想定される範囲内で最大限の廃棄物運搬車両台数を考慮して予測した結果、環境保全目標を下回った。ただし、詳細な施設運営計画を立案する前段で検討しているため、廃棄物運搬状況により交通量等の不確実性が伴う。したがって、廃棄物運搬車両振動に関する事後調査を実施する。
動物	モリアオガエル・ニホントカゲモニタリング調査	-	-	-	評価書では、モリアオガエルの産卵地が消失する可能性があるため、環境の保全のための措置の実施（水場の創出）により影響は低減されると評価した。ニホントカゲについても生息地が改変されるため、環境の保全のための措置（隙間環境の創出）により影響は低減されると評価した。したがって、環境の保全のための措置の実施が適切に実施されていること、措置の効果を確認するためモニタリング調査を実施する。
植物	植栽樹種（活着率確認）	-	-	-	評価書では、事業予定地周辺に生息する猛禽類、特にオオタカの餌資源としての鳥類群集の保全のために、緩衝緑地には、鳥類の生息環境を創出することとし、樹林性鳥類の休息地や餌場としての質を向上させるため、植栽樹種には鳥類の餌となるような果実をつける樹種を取り入れるとともに、低木・中木・高木を交えた多様な構造を持たせることとした。したがって、環境の保全のための措置が確実に実施されているかを確認するため、植栽樹種の活着率について事後調査を実施する。
	気温（霜害）	-	-	-	評価書に示すとおり、気温追加調査の結果、新東名高速道路側道沿の最低気温は、事業予定地北西側、一色7組（山ノ川広場）に比べ低くなる傾向がみられ、新東名高速道路の盛土による影響と考えられた。また、局地風に係る予測の結果、北から吹いた風は新東名高速道路の盛土の直前で盛土を超える風と反転しようとする風に分かれ、地表面に近い高さでの風速はゼロに近いため冷気が滞り、最低気温が他の地点に比べ低くなっているものとみられた。ただし、局地風の予測はプラント実施設計を立案する前段で検討しているため、建物高さによる不確実性が伴う。したがって、気温追加調査と同内容の事後調査を実施する。

注1 評価書時に予測条件とした施設計画（施設配置、設置機器の種類・配置、施設の色調等）、廃棄物運搬車両の台数が、今後の造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

注2 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討するものである。

表 2.1-2(3/3) 事後調査の目的と実施理由（土地又は工作物の存在及び供用時）

項目	細項目	事後調査の目的			実施理由
		予測の不確実性に伴う予測結果の変化の程度 注1	環境の保全のための措置の実施状況の確認 注2	その他	
景観	主要な眺望景観の変化の程度			-	評価書では、近景において周囲の農耕地景観の中に人工的な要素として計画施設が出現するが、敷地外周部での植栽、壁面や屋上の緑化や色彩の工夫など様々な方法を検討することにより、施設の存在による景観への影響は低減されるとした。ただし、予測はプラント実施設計を立案する前段で行っているため、建築物規模や形状等に不確実性が伴う。したがって、対策が確実に実施されているか、並びに不確実性を伴う内容の確認を目的として、主要な眺望景観の変化の程度に関する事後調査を実施する。
地球環境	温室効果ガスの発生量			-	評価書では、工事実施段階における建設機械の稼働、資材等の運搬に伴う温室効果ガスの排出、また、廃棄物運搬車両の走行距離の延長による排出量増加が見込まれるが、新環境クリーンセンターの稼働に伴い、現環境クリーンセンターと比較して相当量の温室効果ガスの削減につながり、稼働後約5年で現環境クリーンセンター稼働時の総排出量を下回り、温室効果ガス排出量の削減に大きく貢献できると考えられた。ただし、予測はプラント実施設計を立案する前段で行っているため、プラント性能等に不確実性が伴う。したがって、温室効果ガスの発生量に関する事後調査を行う。
地域交通	交通量			-	評価書では、想定される範囲内で最大限の廃棄物運搬車両台数を考慮して予測した結果、片倉公会堂北側交差点において環境保全目標（交差点飽和度）を上回る場合が見られた。ただし、廃棄物運搬車両による寄与は小さく、現況の地域交通を著しく悪化させるものではないと考えられ、廃棄物運搬車両の搬入時間、搬入ルート分散化に努めることにより影響を低減することとした。ただし、予測は詳細な施設運営計画を立案する前段で行っているため、廃棄物運搬状況により交通量等の不確実性が伴う。したがって、対策が確実に実施されているか、並びに不確実性を伴う内容の確認を目的として、交通量に関する事後調査を実施する。

注1 評価書時に予測条件とした施設計画（施設配置、設置機器の種類・配置、施設の色調等）、廃棄物運搬車両の台数が、今後の造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により変更になる場合がある。これらの要因により、予測結果が変化する可能性を含んでいることを予測の不確実性を伴うといい、事後調査の実施により予測結果の変化の程度を把握するものである。

注2 環境の保全のための措置を講じることを前提として予測を行い、環境影響の回避・低減を評価した項目について、実際にその措置が講じられているかを確認し、その効果によって環境保全目標との整合が図られているか否かについて検討するものである。

2.2 事後調査計画等の内容

2.2.1 総括

工事の実施時における事後調査計画の内容を表2.2-1に、土地又は工作物の存在及び供用時における事後調査計画の内容を表2.2-2に示す。

また、土地又は工作物の存在及び供用時における環境監視計画の内容を表2.2-3に示す。

表 2.2-1(1/2) 事後調査計画【発生源調査】（工事の実施時）

項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
工事計画確認調査		工事計画、工事方法、環境保全対策の実施状況	—	「調査時期」 建設工事中 「調査方法」 工事計画、工事方法、環境保全対策実施状況の記録の把握・集計による方法
発生源強度確認調査	建設機械騒音	騒音レベル	敷地境界の3地点 (図2.2-1)	「調査時期」 各工事において建設機械の稼働台数が最大と考えられる時期（各1日） 「調査方法」 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法
	建設機械振動	振動レベル	敷地境界の3地点 (図2.2-1)	「調査時期」 各工事において建設機械の稼働台数が最大と考えられる時期（各1日） 「調査方法」 「振動規制法施行規則」別表第一に定める方法
予測・評価の再検討		工事中の環境要素	—	—

表 2.2-1(2/2) 事後調査計画【環境調査】（工事の実施時）

項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大気質	建設機械 排ガス	浮遊粒子状物質、 二酸化窒素、 風向・風速	周辺 1 地点 (図2.2-2)	「調査時期」 建設機械の稼働台数が代表的な時期（1週間） 「調査方法」 「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法 「地上気象観測指針」に定める方法 風向・風速は 1 地点での調査とする
	建設作業 粉じん	降下ばいじん	周辺 1 地点 (図2.2-2)	「調査時期」 建設機械の稼働台数が代表的な時期（1月間） 「調査方法」 ダストジャー等による方法
	資材等運搬 車両排ガス	浮遊粒子状物質、 二酸化窒素、 交通量、 風向・風速	走行ルート 3 地点 (図2.2-3)	「調査時期」 資材等運搬車両の走行が代表的な時期（1週間：交通量は 1 日） 「調査方法」 「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法 カウンター計測等による方法 工事計画、実施状況の工事記録等の把握・集計による方法 「地上気象観測指針」に定める方法 風向・風速は 1 地点での調査とする
騒音	資材等運搬 車両騒音	騒音レベル、 交通量	走行ルート 3 地点 (図2.2-3)	「調査時期」 資材等運搬車両の走行が最大と考えられる時期（1日） 「調査方法」 「騒音に係る環境基準について」等に定める方法 カウンター計測等による方法 工事計画、実施状況の工事記録等の把握・集計による方法
振動	資材等運搬 車両振動	振動レベル、 交通量	走行ルート 3 地点 (図2.2-3)	「調査時期」 資材等運搬車両の走行が最大と考えられる時期（1日） 「調査方法」 「振動規制法施行規則」別表第二に定める方法 カウンター計測等による方法 工事計画、実施状況の工事記録等の把握・集計による方法
水質	アルカリ性 排水	p H	沈砂池 放流点	「調査時期」 コンクリート工事施工時・施工後（それぞれ 1 回/日：3 日） 「調査方法」 日本工業規格（JIS）に規定する方法
	濁水	S S		「調査時期」 土工事等の濁水の発生が考えられる時期（降雨中または降雨後 1 回/日：3 日） 「調査方法」 環告第59号付表 9 に規定する方法
植物	エビネモニタリング調査		移植先	「調査時期」 移植後 1 年目 - 3 ヶ月後までは毎月 1 回、その後、移植 6 ヶ月後 移植 1 年後。 「調査方法」 株数、開花の有無の記録、写真撮影 移植後の生育が芳しくないなどの場合は、再移植するとともに標本の 作製についても検討し最適に対応する。
生態系	オオタカモニタリング調査		定点調査 2 地点	「調査時期」 工事の実施時の 2 月～ 8 月（2 回/月：各 1 日） 「調査方法」 定点調査によるオオタカの行動の追跡 (定点は、現地調査で設定した 5 定点よりその都度選定)

表 2.2-2(1/2) 事後調査計画【発生源調査】（土地又は工作物の存在及び供用時）

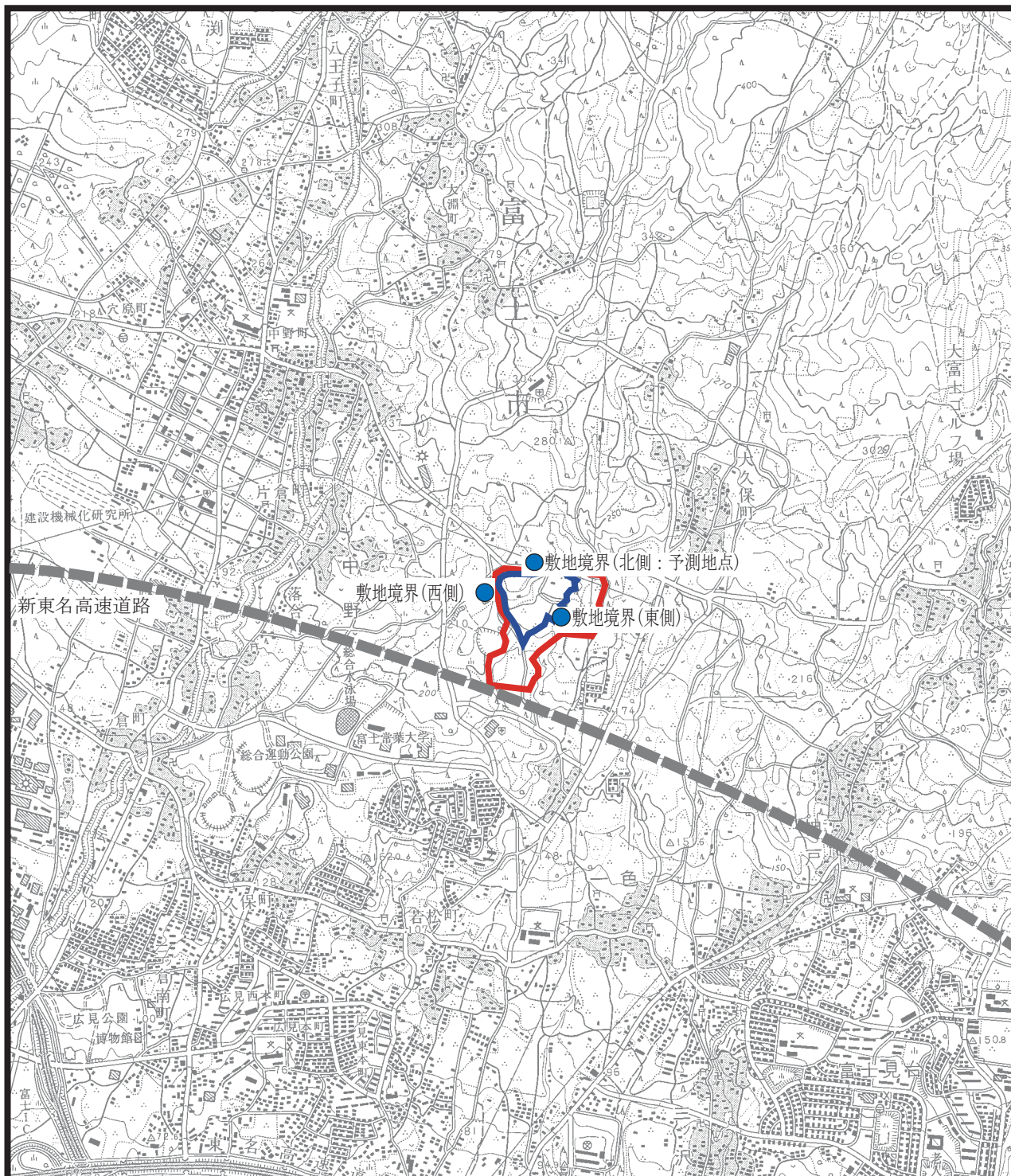
項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
施設計画確認調査		施設計画、環境保全計画の内容	—	「調査時期」 施設が定常的に稼働している時期 「調査方法」 施設計画、環境保全計画の内容の把握・集計による方法
発生源強度確認調査	ばい煙調査	硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、水銀、ダイオキシン類	煙突（各炉）	「調査時期」 稼働後2年 施設が定常的に稼働している時期 （6回/年、水銀、ダイオキシン類は4回/年） 「調査方法」 大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、日本工業規格（JIS）に規定する方法等
	施設稼働騒音、低周波音	騒音レベル、低周波音圧レベル	敷地境界の3地点（図2.2-1）	「調査時期」 稼働後1年（1回/年） 施設が定常的に稼働している時期（1日） 「調査方法」 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」及び「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に定める方法
	施設稼働振動	振動レベル	敷地境界の3地点（図2.2-1）	「調査時期」 稼働後1年（1回/年） 施設が定常的に稼働している時期（1日） 「調査方法」 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に定める方法
	施設からの悪臭	臭気指数	敷地境界の2地点（風上・風下）及び煙突（各炉）	「調査時期」 稼働後1年（1回/年） 施設が定常的に稼働している時期（1日） 「調査方法」 「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に定める方法
予測・評価の再検討		存在・供用時の環境要素	—	—

表 2.2-2(2/2) 事後調査計画【環境調査】（土地又は工作物の存在及び供用時）

項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大気質	廃棄物運搬車両排ガス	浮遊粒子状物質、 二酸化窒素、 交通量、 風向・風速	走行ルート 3地点 (図2.2-3)	「調査時期」 稼働後1年(1回/年) 廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期（1週間：交通量は1日） 「調査方法」 「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法 カウンター計測等による方法 収集運搬計画等の把握・廃棄物運搬車両台数の集計による方法 「地上気象観測指針」に定める方法 風向・風速は1地点での調査とする
	煙突からの排出ガス (環境大気質)	二酸化硫黄、 浮遊粒子状物質、 二酸化窒素、 塩化水素、 水銀、 ダイオキシン類、 風向・風速	周辺3地点 (図2.2-4)	「調査時期」 稼働後2年(4回/年) 施設が定常的に稼働している時期（1回：1週間） 「調査方法」 「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法 「大気汚染物質測定法指針」に定める方法 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に定める方法 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に定める方法 「地上気象観測指針」に定める方法 風向・風速は1地点での調査とする
騒音	廃棄物運搬車両騒音	騒音レベル・ 交通量	走行ルート 3地点 (図2.2-3)	「調査時期」 稼働後1年(1回/年) 廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期（平日休日各1日） 「調査方法」 「騒音に係る環境基準について」等に定める方法 カウンター計測等による方法 収集運搬計画等の把握・廃棄物運搬車両台数の集計による方法
振動	廃棄物運搬車両振動	振動レベル・ 交通量	走行ルート 3地点 (図2.2-3)	「調査時期」 稼働後1年(1回/年) 廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期（平日休日各1日） 「調査方法」 「振動規制法施行規則」別表第二に定める方法 カウンター計測等による方法 収集運搬計画等の把握・廃棄物運搬車両台数の集計による方法
動物	モリアオガエル、 ニホントカゲモニタリング調査		緩衝緑地	「調査時期」 稼働後2年 モリアオガエル：5月～6月の産卵期 ニホントカゲ：活動が活発になる7～8月 「調査方法」 産卵・個体の有無の記録、写真撮影
植物	植栽樹種	活着率確認	緩衝緑地	「調査時期」 稼働後2年（2回/年） 初夏季、夏季 「調査方法」 植樹樹種の活着率確認、写真撮影
	気温（霜害）	気温	3地点 (図2.2-5)	「調査時期」 稼働後2年（1回/年） 施設が定常的に稼働している時期(冬季2週間) 「調査方法」 地上気象観測指針等による方法 3地点：事業予定地北西側、新東名高速道路側道沿、一色7組（山ノ川広場）
景観	主要な眺望景観の変化の程度	主要な眺望地点からの景観	主要眺望地点 4地点 (図2.2-6)	「調査時期」 施設竣工時（1回） 施設が定常的に稼働している時期（冬季） 「調査方法」 写真撮影による方法
地球環境	温室効果ガスの発生量	廃棄物処理量及び種類、電気及び燃料の使用量	—	「調査時期」 稼働後1年間 施設が定常的に稼働している時期（1年間） 「調査方法」 運転記録、稼働記録の把握、集計による方法
地域交通	交通量	交通量、走行速度、渋滞長、信号現示	走行ルート 3地点 (図2.2-3)	「調査時期」 稼働後1年(1回/年) 廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期（平日休日各1日） 「調査方法」 カウンター計測等による方法 渋滞長、信号現示は片倉公会堂付近（交差点）のみ 混雑度、飽和度を求めることによる。

表 2.2-3 環境監視計画（土地又は工作物の存在及び供用時）

項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期・頻度及び調査方法
大気質	ばい煙調査	重金属類 ・カドミウム ・鉛 ・砒素	煙突 (各炉)	「調査時期」 稼働後2年 施設が定常的に稼働している時期（1回/年） 「調査方法」 日本工業規格（JIS）に規定する方法等
	煙突からの 排出ガス (環境大気質)	重金属類 ・カドミウム ・鉛 ・砒素 有害大気汚染物質 ・ベンゼン ・トリクロエチレン ・テトラクロエチレン ・ジクロロメタン	周辺3地点 (図2.2-4)	「調査時期」 稼働後2年（1回/年） 施設が定常的に稼働している時期（1回：1日） 「調査方法」 「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法 「大気汚染物質測定法指針」に定める方法 「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に定める方法



凡例

- 建設機械騒音・振動、
施設稼働騒音・低周波音・振動の調査地点



事業実施区域
事業予定地



S = 1:25,000

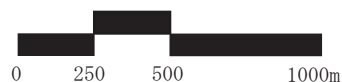
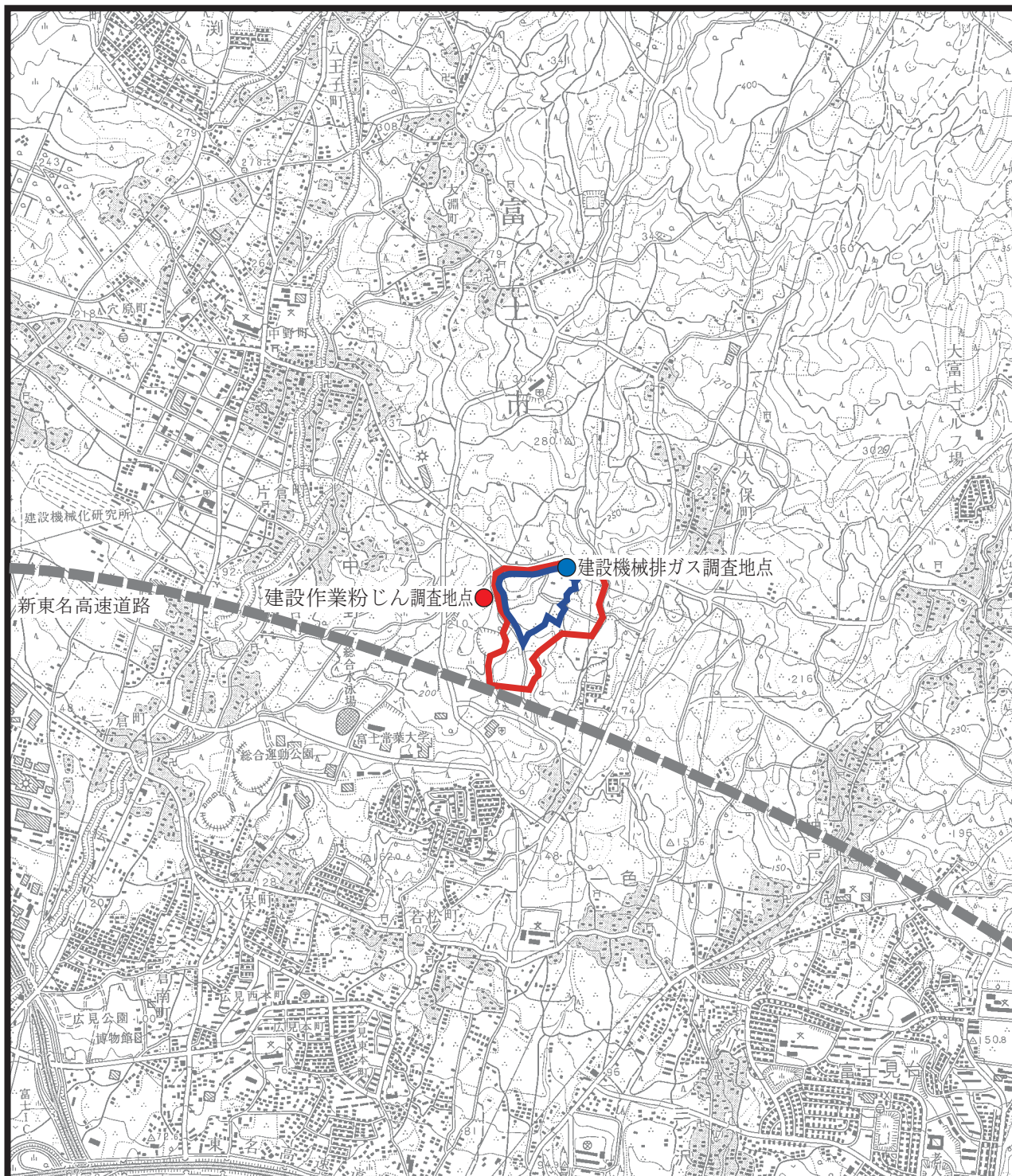


図2.2-1 騒音・低周波音・振動の調査地点



凡例

- 建設機械排ガス調査地点
- 建設作業粉じん調査地点

- 事業実施区域
- 事業予定地



S = 1:25,000

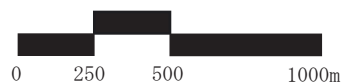
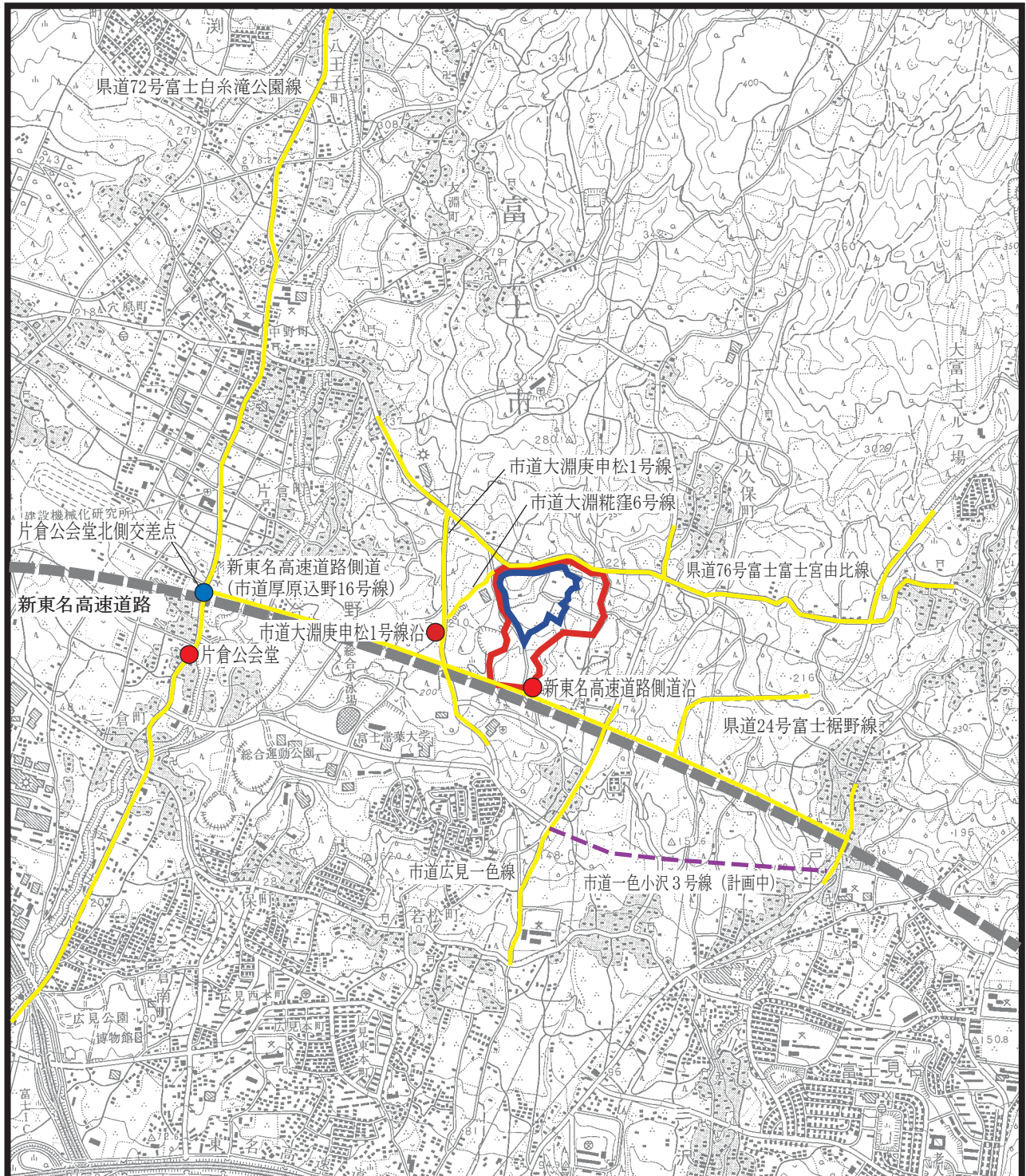


図2.2-2 建設機械排ガス・建設作業粉じんの調査地点



凡例

- 資材等運搬車両排ガス、騒音・振動、
廃棄物運搬車両排ガス、騒音・振動、
交通量の調査地点
- 交通量の調査地点

- 事業実施区域
- 事業予定地
- 主要走行ルート



S = 1:25,000

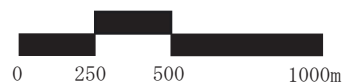
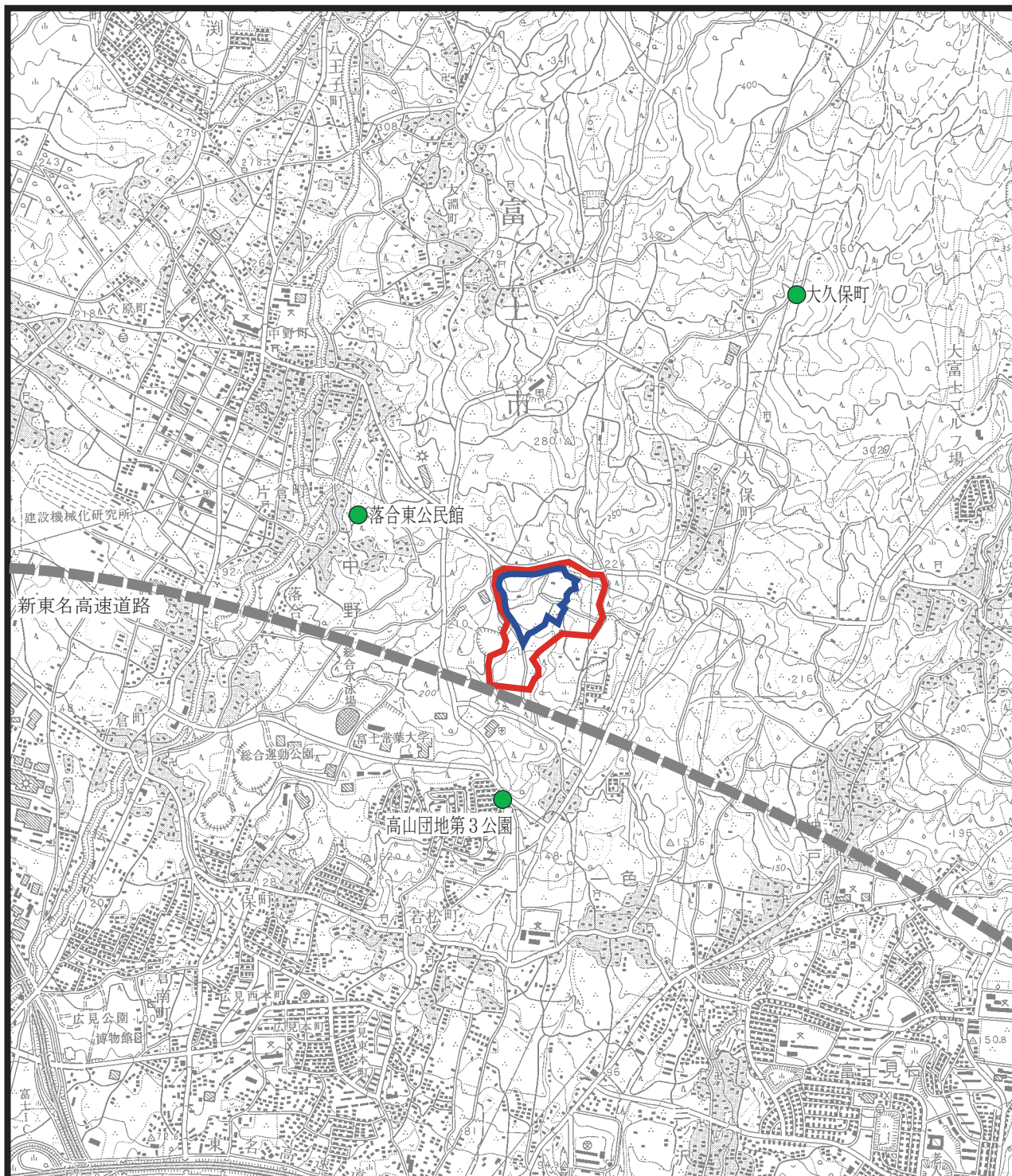


図2.2-3 走行ルート調査地点



凡例

● 環境大気質調査地点
(事後調査計画、環境監視計画)



事業実施区域
事業予定地



S = 1:25,000

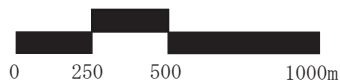


図2.2-4 環境大気質調査地点



凡例

● 気温（霜害）調査地点



事業実施区域
事業予定地



S = 1:25,000

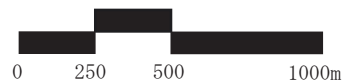
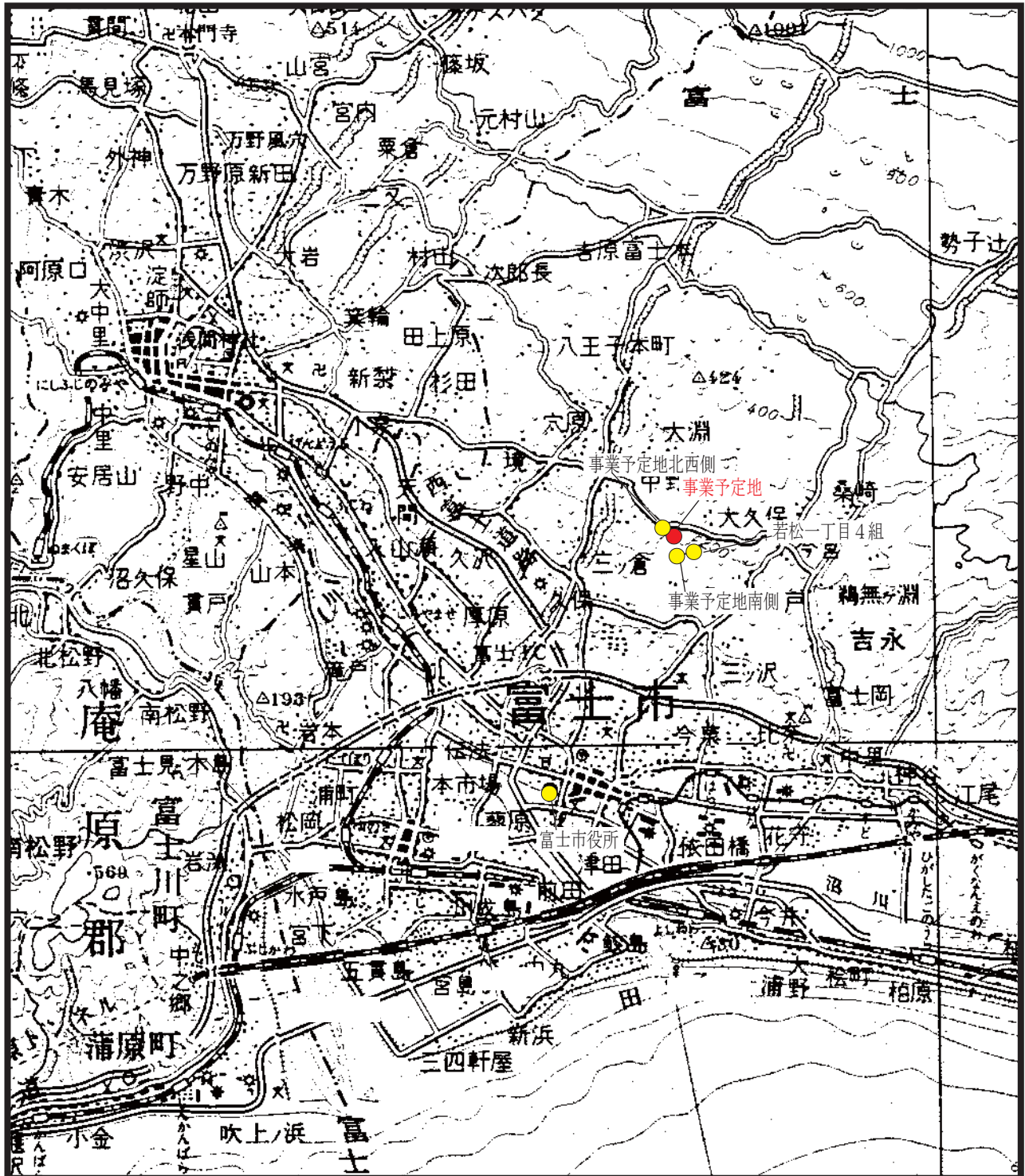


図2.2-5 気温（霜害）調査地点



凡例

- 景観調査地点
- 事業予定地



S = 1:100,000



図2.2-6(1/2) 景観調査地点



凡例

● 景観調査地点



事業実施区域
事業予定地



S = 1:25,000

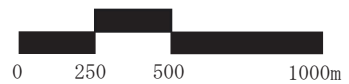


図2.2-6(2/2) 景観調査地点

2.2.2 工事の実施時

1) 発生源調査

(1) 工事計画確認調査

評価書時に想定した工事工程等は、今後の造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により変更になる場合があることから、実際の工事計画、進捗状況を確認し、必要に応じて各事後調査項目の時期、頻度、調査地点等を再検討するため、工事計画確認に関する調査を実施する。

ア 調査項目

工事計画、工事方法、環境保全対策の実施状況

イ 調査時期・頻度

建設工事中

ウ 調査方法

工事計画、工事方法、環境保全対策実施状況の記録の把握・集計による方法

(2) 発生源強度確認調査

建設機械騒音・振動

工事の実施時に発生する建設機械騒音、振動を調査し、環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

ア 調査項目

騒音レベル、振動レベル

イ 調査地点

図2.2-1に示す敷地境界の3地点とする。

ウ 調査時期・頻度

各工事において建設機械の稼働台数が最大と考えられる時期（各1日）

（工事計画確認調査により稼働台数が最大となる時期に設定する。）

エ 調査方法

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法

「振動規制法施行規則」別表第一に定める方法

(3) 工事中の予測・評価の再検討

予測評価条件の比較検討

評価書において予測条件とした事業内容と実際の工事中的の内容を比較検討し、変更内容を明らかにする。また、変更に至った経緯を整理する。

予測評価の再検討

変更内容に基づき、予測・評価の再検討を行う必要がある場合には、条件の変更に伴う予測評価を行い、併せて、評価書の予測・評価結果との比較を行う。

2) 環境調査

(1) 大気質

建設機械排ガス

工事の実施時に発生する建設機械からの排ガスによる影響を調査し、環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

ア 調査項目

浮遊粒子状物質、二酸化窒素、風向・風速

イ 調査地点

図 2.2-2 に示す事業予定地周辺 1 地点

(事業予定地北北東敷地境界付近(最大着地濃度出現地点付近))

ウ 調査時期・頻度

建設機械の稼働台数が代表的な時期(1週間)

(工事計画確認調査により稼働台数が代表的な時期に設定する。)

エ 調査方法

「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法

「地上気象観測指針」に定める方法

建設作業粉じん

工事の実施時に発生する建設作業による粉じんによる影響を調査し、環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

ア 調査項目

降下ばいじん

イ 調査地点

図2.2-2に示す事業予定地周辺 1 地点

ウ 調査時期・頻度

建設機械の稼働台数が代表的な時期(1月間)

(工事計画確認調査により稼働台数が代表的な時期に設定する。)

エ 調査方法

ダストジャー等による方法

資材等運搬車両排ガス

工事の実施時に発生する資材等運搬車両排ガスによる影響を調査し、あわせて交通量調査を行い、評価書で設定した資材等運搬車両台数、一般車両交通量との比較を行う。資材等運搬車両による排ガスの影響と環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

ア 調査項目

浮遊粒子状物質、二酸化窒素、交通量、風向・風速

イ 調査地点

図2.2-3に示す走行ルート3地点（風向・風速は1地点での調査とする）

ウ 調査時期・頻度

資材等運搬車両の走行が代表的な時期（1週間：交通量は1日）

（工事計画確認調査により資材等運搬車両の走行が代表的な時期に設定する。）

エ 調査方法

「大気汚染に係る環境基準について」に定める方法

カウンター計測等による方法

工事計画、実施状況の工事記録等の把握・集計による方法

「地上気象観測指針」に定める方法

(2) 騒音・振動

資材等運搬車両騒音・振動

工事の実施時に発生する資材等運搬車両騒音、振動による影響を調査し、あわせて交通量調査を行い、評価書で設定した資材等運搬車両台数、一般車両交通量との比較を行う。資材等運搬車両による騒音、振動の影響と環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

ア 調査項目

騒音レベル、振動レベル、交通量

イ 調査地点

図2.2-3に示す走行ルート3地点

ウ 調査時期・頻度

資材等運搬車両の走行が最大と考えられる時期（1日）

（工事計画確認調査により資材等運搬車両の走行が最大と考えられる時期に設定する。）

エ 調査方法

「騒音に係る環境基準について」等に定める方法

「振動規制法施行規則」別表第二に定める方法

カウンター計測等による方法

工事計画、実施状況の工事記録等の把握・集計による方法

(3) 水質

アルカリ性排水・濁水

環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が適切に実施されていることを確認するため、事後調査を実施する。

ア 調査項目

アルカリ性排水：pH

濁水：SS

イ 調査地点

沈砂池放流点

ウ 調査時期・頻度

アルカリ性排水：コンクリート工事施工時・施工後（それぞれ1回/日：3日）

濁水：土工事等の濁水の発生が考えられる時期(降雨中または降雨後1回/日：3日)

エ 調査方法

アルカリ性排水：日本工業規格（JIS）に規定する方法

濁水：環告第59号付表9に規定する方法

(4) 植物

エビネモニタリング調査

環境の保全のための措置の実施（移植）が適切に実施されていることを確認するため、モニタリング調査を実施する。

ア 調査地点

移植先

イ 調査時期・頻度

移植後1年目 - 3ヶ月後までは毎月1回、その後、移植6ヶ月後、移植1年後

ウ 調査方法

株数、開花の有無の記録、写真撮影

移植後の生育が芳しくないなどの場合は、再移植するとともに標本の作製についても検討し最適に対応する。

(5) 生態系

オオタカモニタリング調査

工事中のオオタカの繁殖状況を把握し、繁殖状況に対して影響が生じている可能性が示唆された場合は、工期の変更や使用重機の変更等適切な保全措置を講ずることから、モニタリング調査を実施する。

ア 調査地点

2地点（地点は、現地調査で設定した5定点よりその都度選定）

イ 調査時期・頻度

工事の実施時の2月～8月（2回/月：各1日）

ウ 調査方法

定点調査によるオオタカの行動の追跡

2.2.3 土地又は工作物の存在及び供用時

1) 発生源調査

(1) 施設計画確認調査

評価書時に想定した施設計画と竣工した施設内容、環境保全計画（環境の保全のための措置の内容）を確認し、必要に応じ、各事後調査項目の調査時期、頻度、調査地点を再検討するため、施設計画確認に関する調査を実施する。

ア 調査項目

施設計画、環境保全計画の内容

イ 調査時期・頻度

施設が定常的に稼働している時期

ウ 調査方法

施設計画、環境保全計画の内容の把握・集計による方法

(2) 発生源強度確認調査

ばい煙調査

計画施設の煙突において、ばい煙調査を実施することにより、予測の前提である自主規制値の遵守、運転管理の状況、排出ガス諸元等を確認する。

ア 調査項目

硫酸化物、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、水銀、ダイオキシン類

イ 調査地点

煙突（各炉）

ウ 調査時期・頻度

稼働後2年

施設が定常的に稼働している時期（6回/年、水銀、ダイオキシン類は4回/年）

エ 調査方法

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、日本工業規格（JIS）に規定する方法等

施設稼働騒音、低周波音

敷地境界における騒音レベル、低周波音圧レベルを測定し、環境保全目標との整合性を確認し、予測結果との比較を行うとともに、環境の保全のための措置により、環境への負荷の低減が確実に実施されているか確認する。

ア 調査項目

騒音レベル、低周波音圧レベル

イ 調査地点

図2.2-1に示す敷地境界の3地点とする。

ウ 調査時期・頻度

稼働後1年（1回/年）

施設が定常的に稼働している時期（1日）

エ 調査方法

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法

「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に定める方法

施設稼働振動

敷地境界における振動レベルを測定し、環境保全目標との整合性を確認するとともに、予測結果との比較を行う。

ア 調査項目

振動レベル

イ 調査地点

図2.2-1に示す敷地境界の3地点とする。

ウ 調査時期・頻度

稼働後1年（1回/年）

施設が定常的に稼働している時期（1日）

エ 調査方法

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に定める方法

施設からの悪臭

敷地境界、煙突（各炉）における臭気指数を測定し、環境保全目標との整合性を確認し、予測結果との比較を行うとともに、環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が確実に実施されているか確認する。

ア 調査項目

臭気指数

イ 調査地点

敷地境界の2地点（風上、風下）、煙突（各炉）

ウ 調査時期・頻度

稼働後1年（1回/年）

施設が定常的に稼働している時期（1日）

エ 調査方法

「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に定める方法

(3) 土地又は工作物の存在及び供用時の予測・評価の再検討

予測評価条件の比較検討

評価書において予測条件とした施設計画と竣工した施設を比較検討するとともに、変更に至った経緯を把握する。

予測評価の再検討

変更内容に基づき、予測・評価の再検討を行う必要がある場合には、条件の変更に伴う予測評価を行い、併せて、評価書の予測・評価結果との比較を行う。

2) 環境調査

(1) 大気質

廃棄物運搬車両排ガス

廃棄物運搬車両排ガスによる影響を調査し、あわせて交通量調査を行い、評価書で設定した廃棄物運搬車両台数、一般車両交通量との比較を行う。廃棄物運搬車両による排ガスの影響と環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

ア 調査項目

浮遊粒子状物質、二酸化窒素、交通量、風向・風速

イ 調査地点

図2.2-3に示す走行ルート3地点（風向・風速は1地点での調査とする）

ウ 調査時期・頻度

稼働後1年（1回/年）

廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期（1週間：交通量は1日）

エ 調査方法

「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法

カウンター計測等による方法

収集運搬計画等の把握・廃棄物運搬車両台数の集計による方法

「地上気象観測指針」に定める方法

煙突からの排出ガス（環境大気質）

環境大気質を測定し、環境保全目標との整合性を確認するとともに、予測結果との比較を行う。

ア 調査項目

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、塩化水素、水銀、ダイオキシン類、風向・風速

イ 調査地点

図2.2-4に示す事業予定地周辺3地点（風向・風速は1地点での調査とする）

ウ 調査時期・頻度

稼働後2年（4回/年）

施設が定常的に稼働している時期（1回：1週間）

エ 調査方法

「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法

「大気汚染物質測定法指針」に定める方法

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に定める方法

「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に定める方法

「地上気象観測指針」に定める方法

(2) 騒音・振動

廃棄物運搬車両騒音・振動

廃棄物運搬車両騒音、振動による影響を調査し、あわせて交通量調査を行い、評価書で設定した廃棄物運搬車両台数、一般車両交通量との比較を行う。廃棄物運搬車両による騒音、振動の影響と環境保全目標との整合性を確認するとともに予測結果との比較を行う。

ア 調査項目

騒音レベル、振動レベル、交通量

イ 調査地点

図2.2-3に示す走行ルート3地点

ウ 調査時期・頻度

稼働後1年(1回/年)

廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期(平日休日各1日)

エ 調査方法

「騒音に係る環境基準について」等に定める方法

「振動規制法施行規則」別表第二に定める方法

カウンター計測等による方法

収集運搬計画等の把握・廃棄物運搬車両台数の集計による方法

(3) 動物

モリアオガエル、ニホントカゲモニタリング調査

環境の保全のための措置の実施(水場の創出、隙間環境の創出)が適切に実施されていること、措置の効果を確認するためモニタリング調査を実施する。

ア 調査地点

緩衝緑地

イ 調査時期・頻度

稼働後2年

モリアオガエル:5月~6月の産卵期、ニホントカゲ:活動が活発になる7~8月

ウ 調査方法

産卵・個体の有無の記録、写真撮影

(3) 植物

植栽樹種

環境の保全のための措置(植栽)の実施状況を確認するため、植栽樹種の活着率について事後調査を実施する。

ア 調査項目

活着率確認

イ 調査地点

緩衝緑地

ウ 調査時期・頻度

稼働後2年(2回/年) 初夏、夏季

工 調査方法

植樹樹種の活着率確認、写真撮影

気温（霜害）

新東名高速道路側道沿、事業予定地北西側、一色7組（山ノ川広場）で気温調査を行い、過去に測定した結果と比較する。

ア 調査項目

気温

イ 調査地点

図2.2-5に示す3地点

ウ 調査時期・頻度

稼働後2年（1回/年）

施設が定常的に稼働している時期（冬季2週間）

エ 調査方法

地上気象観測指針等による方法

(4) 景観

主要な眺望景観の変化の程度

主要な眺望地点からの景観状況を調査し、環境保全目標との整合性を確認し、予測結果との比較を行うとともに、環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が確実に実施されているか確認する。

ア 調査項目

主要な眺望地点からの景観

イ 調査地点

図2.2-6に示す4地点

ウ 調査時期・頻度

施設竣工時（1回）

施設が定常的に稼働している時期（冬季）

エ 調査方法

写真撮影による方法

(5) 地球環境

温室効果ガスの発生量

供用時の運転記録等資料により、温室効果ガスの発生量を把握し、環境保全目標との整合性を確認するとともに、予測結果との比較を行う。

ア 調査項目

廃棄物処理量及び種類、電気及び燃料の使用量

イ 調査時期・頻度

稼働後 1 年間

施設が定常的に稼働している時期（1 年間）

ウ 調査方法

運転記録、稼働記録の把握、集計による方法

(5) 地域交通

交通量

交通量等を測定し、廃棄物運搬車両による影響を把握する。調査結果と環境保全目標との整合性を確認し、予測結果との比較を行うとともに、環境の保全のための措置により、環境への負荷の回避・低減が確実に実施されているか確認する。

ア 調査項目

交通量、走行速度、渋滞長、信号現示

イ 調査地点

図 2.2-3 に示す 3 地点（渋滞長、信号現示は片倉公会堂付近（交差点）のみ）

ウ 調査時期・頻度

稼働後 1 年（1 回 / 年）

廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期（平日休日各 1 日）

エ 調査方法

カウンター計測等による方法等

混雑度、飽和度を求めることによる。

2.2.4 環境監視

1) 大気質

(1) ばい煙調査

事後調査におけるばい煙調査で対象としなかった項目について、計画施設の煙突において調査を実施することにより、施設からの排出の状況を確認する。

ア 調査項目

重金属類（カドミウム、鉛、砒素）

イ 調査地点

煙突（各炉）

ウ 調査時期・頻度

稼働後 2 年

施設が定常的に稼働している時期（1 回 / 年）

エ 調査方法

日本工業規格（JIS）に規定する方法等

(2) 煙突からの排出ガス（環境大気質）

事後調査における環境大気質で対象としなかった項目について調査を実施することにより、施設稼働に伴う影響を確認する。

ア 調査項目

重金属類（カドミウム、鉛、砒素）

有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）

イ 調査地点

図2.2-4に示す事業予定地周辺 3 地点

ウ 調査時期・頻度

稼働後 2 年（1 回 / 年）

施設が定常的に稼働している時期（事業調査における環境大気質調査期間中に 1 回：1 日）

エ 調査方法

「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法

「大気汚染物質測定法指針」に定める方法

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に定める方法

2.3 事後調査結果の検討方法

2.3.1 検討方法

事後調査によって得られた結果をもとに、評価書で記載した環境影響評価との比較検討を行う。
また、計画の変更に伴う予測・評価の再検討結果についても併記し、その変更の経緯も分かりやすく記載する。

なお、今後事後調査を実施する中で、想定外の問題等が生じた場合には、それに対する対応策を実施し、事後調査報告書に記載する。

2.3.2 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合における対応

事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合、本事業が原因となっているものについては、関係機関と協議の上、速やかに環境保全対策を講ずるものとする。

2.4 事後調査報告書の提出時期等

事後調査報告書は、工事着手2年経過後、工事完了後、供用2年後に速やかにとりまとめ、県へ提出するものとする。

なお、本事業が長期にわたることから、計画の変更に伴う予測・評価の再検討結果など、必要な報告も行う。事後調査報告書の提出時期等を表2-4-1 に示す。

2.5 事業者以外のものが把握する環境の状況に関する情報とその要請方法及び内容

現段階において計画していない。

2.6 事後調査の実施者

事後調査を実施するものの名称及び所在地は以下のとおりである。

名 称：富士市

代表者氏名：市 長 小長井 義正

住 所：静岡県富士市永田町1丁目100番地

(空白)

表 2.4-1(1/2) 事後調査の内容及び提出時期

時期	区分	項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法	準備期間	工事1年目	工事2年目	工事3年目	工事4年目	稼働1年目	稼働2年目		
全体工程																
工事の実施時	事後調査	工事計画確認調査		工事計画、工事方法、環境保全対策の実施状況	-	-	建設工事中	工事計画、工事方法、環境保全対策実施状況の記録の把握・集計による方法		←-----→						
		発生源強度確認調査	建設機械騒音	騒音レベル	敷地境界の3地点	敷地境界（北側：予測地点） 敷地境界（東側） 敷地境界（西側）	各工事において建設機械の稼働台数が最大と考えられる時期（各1日）	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に定める方法		←-----→						
			建設機械振動	振動レベル	敷地境界の3地点	敷地境界（北側：予測地点） 敷地境界（東側） 敷地境界（西側）	各工事において建設機械の稼働台数が最大と考えられる時期（各1日）	「振動規制法施行規則」別表第一に定める方法		←-----→						
		予測・評価の再検討		工事中の環境要素		-	-	-	評価書において予測条件とした事業内容と実際の工事中の内容を比較検討し、変更内容を明らかにする。また、必要に応じて予測評価を行い、評価書の予測・評価結果との比較を行う。		←-----→					
		大気質	建設機械排ガス	浮遊粒子状物質、 二酸化窒素、 風向・風速	周辺1地点	事業予定地北北東敷地境界付近（最大着地濃度出現地点付近）	建設機械の稼働台数が代表的な時期（1週間）	「大気汚染に係る環境基準について」に定める方法、「地上気象観測指針」に定める方法		←-----→						
			建設作業粉じん	降下ばいじん	周辺1地点	リムスポーツクラブ	建設機械の稼働台数が代表的な時期（1月間）	ダストジャー等による方法		←-----→						
			資材等運搬車両排ガス	浮遊粒子状物質、 二酸化窒素、 交通量、風向・風速	走行ルート 3地点	片倉公会堂 新東名高速道路側道沿 市道大淵庚申松1号線沿	資材等運搬車両の走行が代表的な時期（1週間：交通量は1日） 風向・風速は1地点	「大気汚染に係る環境基準について」に定める方法、カウンター計測等による方法、工事計画、実施状況の工事記録等の把握・集計による方法、「地上気象観測指針」に定める方法		←-----→						
		騒音	資材等運搬車両騒音	騒音レベル、 交通量	走行ルート 3地点	片倉公会堂 新東名高速道路側道沿 市道大淵庚申松1号線沿	資材等運搬車両の走行が最大と考えられる時期（1日）	「騒音に係る環境基準について」等に定める方法、カウンター計測等による方法、工事計画、実施状況の工事記録等の把握・集計による方法		←-----→						
		振動	資材等運搬車両振動	振動レベル、 交通量	走行ルート 3地点	片倉公会堂 新東名高速道路側道沿 市道大淵庚申松1号線沿	資材等運搬車両の走行が最大と考えられる時期（1日）	「振動規制法施行規則」別表第二に定める方法、カウンター計測等による方法、工事計画、実施状況の工事記録等の把握・集計による方法		←-----→						
		水質	アルカリ性排水	pH	沈砂池 放流点	-	コンクリート工事施工時・施工後（それぞれ1回/日：3日）	日本工業規格（JIS）に規定する方法		←-----→						
			濁水	SS			土工事等の濁水の発生が考えられる時期（降雨中または降雨後1回/日：3日）	環告第59号付表9に規定する方法		←-----→						
		植物	エビネモニタリング調査		移植先		移植後1年目 - 3ヶ月後までは毎月1回、その後、移植6ヶ月後、1年後	株数、開花の有無の記録、写真撮影		←-----→ 移植						
		生態系	オオタカモニタリング調査		定点調査 2地点	（定点は、現地調査で設定した5 定点よりその都度選定）	工事の実施時の2月～8月（2回/月：各1日）	定点調査によるオオタカの行動の追跡		←-----→						
事後調査結果報告書																

注) 調査予定は現段階で想定する工事工程に基づくものであり、今後の造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により実施時期・期間が変更になる場合がある。
調査時期は、実際の工事工程に基づいた検討により設定する（建設機械騒音・振動に係る調査は毎年度見直すものとする）。
破線矢印は、その間において適宜時期を設定して調査を実施するものを示す。

表 2. 4-1 (2/2) 事後調査の内容及び提出時期

時期	区分	項目	細項目	調査項目	調査地点	調査時期・頻度	調査方法	準備期間	工事1年目	工事2年目	工事3年目	工事4年目	稼働1年目	稼働2年目	
全体工程															
土地又は工作物の存在及び供用時	事後調査	施設計画確認調査		施設計画、環境保全計画の内容	-		施設が定期的に稼働している時期	施設計画、環境保全計画の内容の把握・集計による方法							
		発生源強度確認調査	ばい煙調査	硫酸酸化物、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素、水銀、ダイオキシン類	煙突 (各炉)		稼働後2年 施設が定期的に稼働している時期 (6回/年、水銀、ダイオキシン類は4回/年)	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、日本工業規格 (JIS) に規定する方法等							
			施設稼働騒音、低周波音	騒音レベル、低周波音圧レベル	敷地境界の3地点	敷地境界 (北側: 予測地点) 敷地境界 (東側) 敷地境界 (西側)	稼働後1年 (1回/年) 施設が定期的に稼働している時期 (1日)	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」及び「低周波音の測定方法に関するマニュアル」に定める方法							
			施設稼働振動	振動レベル	敷地境界の3地点	敷地境界 (北側: 予測地点) 敷地境界 (東側) 敷地境界 (西側)	稼働後1年 (1回/年) 施設が定期的に稼働している時期 (1日)	「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に定める方法							
			施設からの悪臭	臭気指数	敷地境界の2地点及び煙突 (各炉)	敷地境界 (風上、風下)	稼働後1年 (1回/年) 施設が定期的に稼働している時期 (1日)	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」に定める方法							
		予測・評価の再検討		存在・供用時の環境要素	-		-	-	評価書において予測条件とした施設計画と竣工した施設を比較検討し、変更内容を明らかにする。また、必要に応じて予測評価を行い、評価書の予測・評価結果との比較を行う。						
		大気質	廃棄物運搬車両排ガス	浮遊粒子状物質、二酸化窒素、交通量、風向・風速	走行ルート 3地点	片倉公会堂 新東名高速道路側道沿 市道大淵庚申松1号線沿	稼働後1年 (1回/年) 廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期 (1週間、交通量は1日) 風向・風速は1地点	「大気の汚染に係る環境基準について」に定める方法、カウンター計測等による方法、収集運搬計画等の把握・廃棄物運搬車両台数の集計による方法、「地上気象観測指針」に定める方法							
			煙突からの排出ガス (環境大気質)	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、塩化水素、水銀、ダイオキシン類、風向・風速	周辺3地点	大久保町 落合東公民館 高山団地第3公園	稼働後2年 (4回/年) 施設が定期的に稼働している時期 (1回: 1週間) 風向・風速は1地点	「大気の汚染に係る環境基準について」、「大気汚染物質測定法指針」、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」に定める方法、「地上気象観測指針」に定める方法							
		騒音	廃棄物運搬車両騒音	騒音レベル・交通量	走行ルート 3地点	片倉公会堂 新東名高速道路側道沿 市道大淵庚申松1号線沿	稼働後1年 (1回/年) 廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期 (平日休日各1日)	「騒音に係る環境基準について」等に定める方法、カウンター計測等による方法、収集運搬計画等の把握・廃棄物運搬車両台数の集計による方法							
			振動	廃棄物運搬車両振動	振動レベル・交通量	走行ルート 3地点	片倉公会堂 新東名高速道路側道沿 市道大淵庚申松1号線沿	稼働後1年 (1回/年) 廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期 (平日休日各1日)	「振動規制法施行規則」別表第二に定める方法、カウンター計測等による方法、収集運搬計画等の把握・廃棄物運搬車両台数の集計による方法						
		動物	モリアオガエル、ニホントカゲモニタリング調査		緩衝緑地		稼働後2年 モリアオガエル: 5月~6月の産卵期、ニホントカゲ: 活動が活発になる7~8月	産卵・個体の有無の記録、写真撮影							
		植物	植栽樹種	活着率確認	緩衝緑地		稼働後2年 (2回/年) 初夏、夏季	植栽樹種の活着率確認、写真撮影							
			気温 (霜害)	気温	3地点	事業予定地北西側 新東名高速道路側道沿 一色7組 (山ノ川広場)	稼働後2年 (1回/年) 施設が定期的に稼働している時期 (冬季2週間)	地上気象観測指針等による方法							
		景観	主要な眺望景観の変化の程度	主要な眺望地点からの景観	主要眺望地点 4地点	事業予定地北西側 事業予定地南側 若松町一丁目4組 富士市役所	施設竣工時 (1回) 施設が定期的に稼働している時期 (冬季)	写真撮影による方法							
		地球環境	温室効果ガスの発生量	廃棄物処理量及び種類、電気及び燃料の使用量	-		稼働後1年間 施設が定期的に稼働している時期 (1年間)	運転記録、稼働記録の把握、集計による方法							
地域交通	交通量	交通量、走行速度、渋滞長、信号現示	走行ルート 3地点	片倉公会堂 新東名高速道路側道沿 市道大淵庚申松1号線沿	稼働後1年 (1回/年) 廃棄物運搬車両の走行が代表的な時期 (平日休日各1日) 渋滞長、信号現示は片倉公会堂付近 (交差点) のみ	カウンター計測等による方法 混雑度、飽和度を求める。									
環境監視	大気質	ばい煙調査	重金属類 (カドミウム、鉛、砒素)	煙突 (各炉)		稼働後2年 施設が定期的に稼働している時期 (1回/年)	日本工業規格 (JIS) に規定する方法等								
		煙突からの排出ガス (環境大気質)	重金属類 (カドミウム、鉛、砒素) 有害大気汚染物質 (ベンゼン、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン)	周辺3地点	大久保町 落合東公民館 高山団地第3公園	稼働後2年 (1回/年) 施設が定期的に稼働している時期 (事後調査における環境大気質調査期間中に1回: 1日)	「大気の汚染に係る環境基準について」、「大気汚染物質測定法指針」、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に定める方法								

事後調査結果報告書

注) 調査予定は現段階で想定する工事工程に基づくものであり、今後の造成実施設計、プラント実施設計、施工計画等により実施時期が変更になる場合がある。
破線矢印は、その間において適宜時期を設定して調査を実施するものを示す。